

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 一般質問

議長（増田 清君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番。1、稲梓中と稲生沢中の統廃合問題について、2、下田公園に残る歴史遺産下田城址について、

以上2件について、2番 藤井六一君。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 通告した項目に従い、順次質問をさせていただきます。

私が通告したのは、稲梓中と稲生沢中の統廃合問題について、それに下田公園に残る歴史遺産下田城址についての2項目です。

まず、稲梓中学と稲生沢中学を同時に廃校にし、現在の稲生沢中学の校舎をそのまま活用し、新たな中学校を開設するという中学校の統廃合問題について、教育長、担当課長に何点かお尋ねをいたします。

昨日の一般質問のやりとりの中で、学校教育課長は「この統廃合は、生徒には体力的、時間的負担にはなりますが、学習内容がよくなることなので」と答弁されておりました。教育長、学校教育課長、お二人にお伺いいたします。

稲梓中学の教育レベルは、統廃合しなければならないほど本当に低いのですか、それに比較して生徒数の若干多い稲生沢中学のレベルは、そんなに高いのですか。もし、それが正しいとするならば、下田中学はさらにレベルが高いことになりませんが、そういうことでしょうか、お二人にお伺いいたします。

この問題は、教育委員会が平成18年3月、学校再編整備審議会の答申に基づき、教育環境の整備のためには生徒数の少ない稲梓中学と稲生沢中学を統合させるのはやむを得ないという決定を下したことに端を発しております。その後、今年9月の定例市議会で、教育委員会が提出した附属機関・学校統合準備委員会の設置議案を議会が賛成多数で可決したのを受け

て、教育委員会は今新設する中学校はどんな学校にしたらいいかという新設学校づくりの作業を着々と進めております。そして、来年3月には統合準備委員会の中間答申があり、この準備作業のすべてが終わると、来年6月の定例市議会には学校の統廃合は是か非かということではなく、こんな名前のこんな内容の新しい中学校を開設したいという新設中学校の設置議案が提案される段取りになっております。

教育委員会は、これまで関係する地域、とりわけ稲梓地域では、ほとんどの住民の賛成を得て進めてきたと説明してきました。しかし、私どもが稲梓地域全地区で開催した市政報告会、議員と語る会では、一部の地区を除き、参加した住民のほとんど全員が稲梓地域から学校がなくなることには反対で、「子供のため」という教育委員会のバラ色の説明には懐疑的で、とても納得できないという声が圧倒的でした。そればかりか、「こんなとんでもない計画を市議会はどうして中止できないのか」、「住民の声はなかなか届かない、そのための議員ではないのか」と、大変手厳しいお叱りを受けてまいりました。このことは、地元の市民グループが集計したアンケート調査にもはっきりとあらわれております。

回答を寄せたのは48%、およそ半数の住民でしたが、そのうち反対、計画の延期を求めている住民が約63%、実に6割強の住民がこの統廃合について中止もしくは考え直してほしいと言っているのです。賛成はわずか6.1%でした。条件つき賛成が31%ありましたが、この方たちは通学費とか、通学の安全確保などの条件が満たされなければ、反対に回る可能性が強い方々であります。こうした数字を見ますと、稲梓地域ではほとんどの住民がこの計画に反対、もしくは疑問を感じておられるということがうかがえます。

ここで教育長にお尋ねいたします。稲梓地域では、今でも住民の大半がこの中学校の統廃合計画に賛成していると思っておられますか、お尋ねいたします。

言うまでもなく、行政の主役は住民であります。主役である住民の声に謙虚に耳を傾け、その住民の大半がこの計画に反対しているという事実を率直にお認めになり、この計画の中止もしくは延期をする、そんな決断はできないものでしょうか、お尋ねいたします。明確なご答弁をお願いいたします。

教育委員会は、これまでこの学校の統廃合は「子供のため」、教育の環境整備のためには必要なことだと説明してきております。統廃合という教育施設のリストラが本当に子供のためになるのでしょうか。行政の側から見ての利便性や効率で判断し、せっかく持てる公共施設を再編整備という名のもとに整備していきますと、公共施設ばかりか行政までが中心地に集中するようになり、その結果、周辺部の過疎化はさらに進み、やがて地域、集落は消滅し

ていきます。これは歴史が証明していることであります。

学校教育法は自治体に対し、区域内に子供たちが就学できる学校をしなければならないと義務づけております。一方、子供たちには教育を受ける権利が認められております。また、父兄、保護者には子供たちに教育を受けさせる義務があります。この三者の権利義務がうまくかみ合っこそ、初めて教育の効果が上がってくると考えます。この3つのうちの1つが欠けても効果は期待できません。

子供の数が減って、学校の運営が大変になってきたから学校を廃止するというのは、教育行政執行者の怠慢であり、職務の放棄と言われても仕方がないと思います。また、このことはまちづくりという大きなパイの中で考えたとき、学校という施設は地域づくりにとって必要不可欠なインフラの1つであります。教育の問題だけでなく、稲梓という地域を今後、過疎化からどう守っていくかという重要な意味を持った問題でもあります。学校という公共施設を安易に壊すことは、将来に必ず大きな悔いを残すことになると思います。

そこで、教育長にお尋ねいたします。今回の統廃合計画が財政的なものでなく、子供の教育のためというのなら、まず稲梓中の子供たちが稲生沢中に通学することを本当に望んでいるかどうか、教育の主役である子供たちの意向調査をすべきだったのではないかと思います。そして、子供たちに教育を受けさせる義務を負う父兄たちが、たとえ現状より経済的、精神的に負担が増大しても、遠距離通学させたいと考えているのかどうか、その意識調査をすべきではなかったかと思えます。本当に稲梓中学の教育レベルは低かったのでしょうか。もし、低かったとすれば、それは生徒数が少ないからでなく、教育行政上の問題、教育委員会の責任ではないかと思えます。教育長のご見解をお尋ねいたします。

そこで、1つの提案ですけれども、昨日の一般質問の中でも若干触れられておりましたが、私は何の対応策もないまま学校施設を廃止するという結論を急ぐのではなく、当面の施策として、まず稲梓と稲生沢の間に引かれている学区を取り払い、父兄や生徒が自分の意思で自由に学校を選べる自由学区制にしてみるのも1つの考え方ではないかと思えますが、いかがでしょうか。これができるなら、稲梓中にいたのでは成績が心配だとか、部活動ができないとか、大勢の生徒でなければ切磋琢磨できないなどと心配になる生徒、ご父兄は、自宅から稲生沢中に通学することができます。また逆に、稲生沢中から稲梓中に転校する生徒が出てくるかもしれません。

この学区については、法律の中で区域の中に2つ以上の小・中学校がある場合は学区を設けるとされております。この学区は、教育委員会の裁量で線引きできることになっておりま

す。新設、変更、廃止は教育委員会の判断でできるんです。これができるならば、本当に子供の将来を考えて稲生沢中に通学させたいと考えておられるご父兄は、通学費など係る経費は自己負担、自己責任になりますけれども、子供を遠距離通学させることができます。一方、そうしたことを希望しない生徒、ご父兄は現状のまま残るという選択もできます。

いずれにしましても、教育委員会は統廃合を進めたいがために、遠距離通学しなさいと上から強制的に押しつけるのはいかがかと考えます。どうしても稲生沢中をなくすというならば、教育委員会は設置義務のある学校をみずから廃校するのですから、教育を受ける権利のある子供、その子供に教育を受けさせる義務を負うご父兄に、これまでと全く変わらない、あるいはそれ以上の条件を示す必要があります。義務者の都合で廃校するのですから、それによって子供やご父兄が現状より負担が増すということは絶対にあってはならないことです。教育委員会の責任で、当然これらはクリアしなければなりません。安易に子供や父兄にだけ痛みを押しつけるのは絶対に避けるべきです。この学区を取り払うという考え方について、教育長どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、教育委員会の附属機関、学校統合準備委員会についてお尋ねいたします。この統合準備委員会は、議会が設置を認めたものですから、私はその運用の仕方について幾つかお尋ねしたいと思います。

準備委員会は名前のとおり、どんな学校をつくるのか、その学校づくりの準備をする委員会です。議会で審議した際の議案説明では、委員は15名以内、4つの部会を設けて必要な事項を審議していくということでした。その後、選任された委員の数は12名でした。4つの部会ですから、単純に割り算をしますと、1つの部会の委員はわずか3名ということになります。これでは、とても審議できないのではと思っておりましたけれども、実際には各部会に関係地域内の小・中学校の教頭先生や教務主任、それに審議をお願いしている教育委員会の職員もその委員に加わり、総勢で20名を超えておりました。

ここで、学校教育課長にお尋ねいたします。条例に基づき、規則を設けて設置した準備委員会が規則を無視し、規則にない運営をしているように思われますが、これは合法的でしょうか。もし、合法的でないとしたら、この機関で、この委員会で協議された内容の答申といえますか、決定といえますか、そうしたものの効力はどうなるでしょうか。こうした運用の仕方は、これまでも例があったのでしょうか、お伺いいたします。

この準備委員会の進め方ですと、各部会がそれぞれ協議、決定した案件を全体会議、正式な委員で構成している準備委員会に持ち上げ、そこで改めて審議し、その結果を教育委員会

に答申する形になっております。これだと、教育委員会がまとめなければならない素案づくりの作業を正規の委員以外の方が加わった4つの部会に丸投げをしてつくらせているように見えます。もし、そうだとしたら、何も附属機関でなく、教育委員会が任意の委員会を設けて、そこで素案づくりをしてもらえばよかったのではないかと思います。学校教育課長にお伺いいたします。なぜ、このような無駄と思われるこんな手続をとったのか、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

さらに、各部会に課せられたテーマを見ますと、学校行事や制服、ジャージ、かばんの選定、さらにはPTAについては会則、組織、活動内容にまで踏み込んでおります。校風やスクールカラーは、個々の学校がつくり上げていくものではないでしょうか。私は、こうした個々の学校が決めるような内容にまで教育委員会が決めていくということは、官僚的、統制的で行き過ぎではないかと考えますが、この点、教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、下田城址についてお尋ねいたします。

ご承知のとおり、下田城は今からざっと420年ほど前、後北条氏によって築城されたと言われている戦国の城で、下田公園には今もその城跡がはっきりと残っております。しかし、このまま放置しておいては、近い将来に跡形もなく消滅してしまうと、今年7月、市民グループが下田城の復元を考える会という会を立ち上げまして、現在その活動を続けております。

この考える会には、これまでに48名の会員が登録され、私のほか6名の市議員も参加しております。そして、発足後わずか4カ月の間に、下田市文化財保護審議会の会長、佐々木忠夫さんの下田城にまつわる歴史講演会、東京に本社を持つ戦国の城関係の書籍を発行している碧水社という会社の社長で、下田城の城将・清水康英の末裔と言われている清水淳郎氏の講演会、さらには藤枝市文化財保護審議会委員で下田城の研究をされております関口宏行先生を招いて行いました下田城址見学会と、矢継ぎ早に3つのイベントを実施しております。

こうした活動を通じて感じたことは、下田市が下田城址という貴重な文化財をいかに放置し、ないがしろにしてきたかということであります。貴重な障子堀の中にアジサイやツバキの木が無造作に植えてあったり、こともあろうに土塁のくぼんだところに松くい虫防除で切り倒した松の幹が積み上げてあったり、これで文化財の保護かと非常に情けない思いをいたしました。下田市は、昭和51年3月、文化財保護条例を制定し、以来、文化財の保存及び活用のため必要な措置を講ずるとしてきましたが、この下田城址についても条例の網をかけてきただけで何もしておりません。まさに放置状態であります。

ここで教育長にお尋ねいたします。天守台と言われている高台の入り口に「鵜島城址」と

彫刻した石碑があります。この鵜島城という記載は、ほかの書籍などにも見受けられますけれども、最近、専門家などは下田城が正しいのではないかという説を出しております。また、石碑の裏面に彫刻されております解説文にも誤りがあるようです。専門家に調査を依頼するなどして、もし誤りがなるとしたら正していくべきだと考えますが、教育長のご見解をお聞かせください。

次に、市長にお尋ねいたします。先ほど紹介しました出版社の社長、清水淳郎氏と初めて電話で話をしたときのことですが、清水氏から下田公園には莫大な埋蔵金が埋まっている。下田市はどうして掘り出さないのかと言われまして、一瞬驚いたんでありますけれども、話をしているうちに、下田城址をそのまま放置しておくのは非常にもったいない。部分的でもいい、復元をして保存すべきだと言いたかったのではないかということがわかりまして、ほっとしたのでありますけれども、そこで私も今仲間を募って下田城の復元を考える会を立ち上げ、その準備をしているところだと説明いたしますと、清水氏は大変感激されまして、できるだけの協力をする、協力は惜しまないという約束をしてくださいました。

そこで市長にお尋ねいたします。下田市は文化財保護条例をつくり、その中で文化財全体に網をかけたまま、ほとんど何もしないで放置しております。下田城址についても、まさかこのまま朽ち果てるまで放置しておくとは考えられませんけれども、これらの保存、管理についてどんなことを考えておられるのか、また考えられるのかお伺いをいたします。

この城址の問題については、文化庁は手をつける前に、まず遺跡全体の発掘調査を行い、遺跡の全容をつかんだ上で保存の方法を考えてほしいとしているようですけれども、下田市の財政力では、この膨大な費用と時間のかかる発掘調査は不可能だと思います。幸い、下田市には先日、私どもが下田城址見学会にお招きした関口宏行先生が調査、作成した縄張り図があります。この縄張り図は、城の範囲、外周を示したもので、非常に細かく描かれております。この縄張り図を文化庁に認定をしてもらい、その上で復元したい箇所だけの発掘調査をすることで、復元にかかわる一連の作業を先に進めていくことができないものかということを考えております。これには、どうしても行政の力が必要になります。政治力も必要になります。ある程度のことは民間の市民グループにできたとしても、市民グループではできない問題がございます。市民グループが考えているこの下田城址の部分的な復元について、市長はどのように考えておられるかご見解をお尋ねいたします。

また最近、下田公園という名称を下田城址公園に変えたらどうかという声もあります。城跡を大切にするという意味からも、一考する価値はあろうかと思いますが、市長のお考えを

お尋ねいたします。

これで私の主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長（野田光男君） それでは、藤井議員さんから、今日もたくさんご質問をいただきました。

まず最初に、今回の統合問題、この基本的な考え方、これにつきましては昨日も説明をさせていただきましたが、全国的な少子化の流れの中で、私たち下田市においてはどうかと、これについて審議をいただく中で統合の方向が出てきたと、これについては今まで説明させていただいてきたとおりでございます。

なお、今回ご質問いただいた「教育レベル」という言葉が議員さんの中から出てきたかなと、このように思っておりますけれども、このレベルについて確認をしておきたいと思っておりますけれども、このレベルは学習環境ということで、学びの環境ということで確認をしたいと思っております。

そういう意味では、今回私たちが問題にしてきました稲梓中学校の子供にとっての学びの環境はどうであるのか、こういうことで審議の結果もたくさんあったのではないかなと思っております。具体的には、9年間同じ人間関係がずっと続くんだと、あるいは子供間に問題が生じたときの修復に時間がかかる、あるいは子供の間に序列化が生じた場合、競い合いや高め合う、そういう姿勢が乏しくなる、あるいは部活動の問題、あるいは専科教員をつけられない、こういうようないろいろな課題が生じてきている。だからこそ、議員さんのおっしゃる「教育レベル」、これを何とか上げていかなければならない、こういうように考えているわけでございます。

そういう意味では、ここで稲梓中学校のレベルと稲生沢中学校のレベル、下田中学校のレベル、この3つがお話の中に出てきたわけでございますけれども、そういう点で考えますれば、稲梓中学校の教育環境、教育レベル、これについては何とかしていかなければいけない、このように考えておるところでございます。

それから、次のご質問ですけれども、ほとんどの住民が賛成をしている、今でもそのように考えているのかと、こういうご質問だったかなと思うわけですが、私たちは今回の統合の問題、これにつきましては、こういう学びの問題があるんだと、こういうことで統合の必要性について訴えてきたわけでございます。そういう中で、当初大変厳しいご意見をいた

だく中で、この問題を何とかご理解をいただきたいと、こういう取り組みをさせてきております。そういう中で、問題が解決できれば統合は仕方がないのかなと、こういう考えを持たれる方が多くなってきている、このように感触を持っております。

つい先日、稲梓地区10地区の懇談会も終わりました、その中におきましてもご理解いただける方が徐々に増えつつある、このように実感をしております。このような状況でございますので、私たちは今のところ計画の中止あるいは延期について検討する、そういう時期にはまだまだきていないと、このように考えております。

それから、3点目でございますけれども、少子化を理由とする学校統廃合、学校を廃止するというのは教育行政執行者としての怠慢ではないかと、こういうようなお話があったかと思えますけれども、私は子供が等しく教育を受ける権利、保護者が子供に教育を受けさせる義務、これらの権利義務、これがあるからこそ、私たちは少子化の中で子供の学びの環境に問題が生じてきた場合には、統合により子供にとってのよりよい学習環境をつくっていく、こういう取り組みをしていると、このように思っております。それこそが私たちの責任ではないかと、このように考えております。

それから、次に教育の主役である子供たちの意向調査、これはすべきではないのかと、こういうご質問があったかと思えます。私は、今までのところでは、子供が具体的にこの統合に関して相手の様子、あるいは学校の様子、地域の様子、こういうことに関する情報がまだまだ十分ではないのではないかと、このように考えております。そういう意味では、子供自身が判断する、この材料がまだまだ足りないというように考えておりますので、これまでも子供に直接意向を聞いたり、意見を聞いたり、こういうことはしてまいりませんでした。

しかしながら、これから交流が具体的に始まります。12月19日、お飾りづくりを予定しております。また、1月に入りますと、稲生沢中学校で授業交流をしないと、こういう計画もでございます。また、小学生を対象にしまして部活の参観会、またできれば音楽交流、こんなこともしていきたい、こういう計画も考えていますので、その交流が始まったときを機会に、私は子供同士がお互いにどのような生徒がいるのか、学校はどうなんだろう、環境はどうなのか、こういうことを知る中で学級活動等の時間を使って、子供たちと一緒に教師がその問題について取り上げて、子供の意向を聞いていく、こういうような方法がよいのではないかと、このように思っています。

それから、稲梓中の教育レベルが低かったのか、低かったとしたら、それは生徒数が少ないからではなくて、教育行政の問題、あるいは教育委員会の責任ではないかと考えるという

ことで、教育長の見解をとということでございますけれども、私は稲梓中の教育レベル、これについては現状が問題がある、こういう認識の中で統合問題が出てきたと、このように考えております。教育委員会の責任、これを言われてしまいますと、まさに少子化の原因が教育委員会にあるのかと、このように問われる気がしてなりません。

そういう意味では、私たちもこれから教育の問題を、少子化の対応、そのためにどうしていくか、学習環境をどうしていくのかと、そういう視点で取り組んでいきたい、このように思っております。

それから、学区を取り払うというご提案をいただきました。学区を取り払う考えはないのか、また統合によって生徒、保護者に負担増を強いる、こういうことは設置義務者として避けるべきではないかと、こういうことでございますが、この問題につきましては私たちはこれまでも、今までも何度もお話をさせていただいておりますけれども、再編整備審議会の下田市全体の学習環境のあり方、これについて検討していただいた結果をもとに取り組んでいると、こういう状況でございます。

当然ながら、私たちは学びの環境を改善し、そして保護者の負担もできるだけかけないように、そういう思いで現在も一生懸命取り組んでいる、そういうところでございます。この点につきましては、ぜひご理解をいただければありがたいと、このように思います。

したがいまして、現時点では学区を取り払うということにつきましては考えてはおりません。

なお、つけ加えさせていただきますけれども、全国の中には自由学区制、こういう試みをしてきているところもございます。最近の新聞記事等によりますと、それを進めるに当たりますと大変課題も生じてきていると、こういう報道がなされております。そういう意味では、この問題についてはもう少し先の状況がどうなるのかということ、あるいはそのことによって問題が生じないのか、こういうことも十分吟味をしていく必要があるのではないかと、このように思っております。

それから、PTAの会則等を含めて、いろいろとこれは組織とか、あるいは校風の問題とか、ジャージとかかばんの選定とか、こういうものを一方的に教育委員会が決めていく、こういうことは官僚的、統制的で行き過ぎではないかと、こういうお話があったかと思えます。

私も、何から何まで決めていくということに対しましてはどうなのかなと、このように思っております。しかし、今回は新たな学校をつくるのですから、当事者である両校の教職員やPTA、地域の方々のご意見を取り入れて受け入れる形、体制をつくっておく必要がある

のではないかなと、このように思います。開校のときに、年間の学校行事もまだ決まっていない、制服もこれからどうする、PTAの組織も何もない、会則もない、活動内容は開校してからつくっていけばいい、本当にそういう状況でよろしいのでしょうか。私は、どのような事態になるか大変不安でございます。やはり必要なことは事前に整えておいて、そして学校やPTA、生徒会などがふさわしいものに、その後でまた細かいところについては改正をしていく、そういう方向がいいのではないかなと、このように思っております。

したがって、生徒同士が一緒になって新しい学校をつくっていかうと、こういう状況下におきましては生徒会の目標、あるいは生徒会規約、そしてこういうことにつきましては子供の意欲、これに大きくかかわるところでございますので、当然のことながら生徒に任せる、こういう部分については十分その余地を残しておく、こういうことが必要ではないかと、このように思っております。

続きまして、あと私のほうにいただいた質問で、下田城址の関係があったように思いますけれども、統合関係につきましては、また課長のほうからも答弁をいたしますけれども、実はこの下田城の復元を考える会、これが開催された折に、私もその会に参加をしたらどうでしょうかと、こういうご案内をいただきました。その会に参加をさせていただく中で、本当に私の知らなかったところもたくさん勉強をさせていただいて大変ありがたかったなど、このように思っております。

その学習会の中に出てきた内容を記憶をしているわけですが、鵜島城、下田城、この名前についてのお話が高確かにあったように記憶をしています。私の記憶ですと、江戸時代の古文書には下田城がある半島部分を鵜島という地名で呼んでいた記載があって、鵜島にある城址ということで鵜島城址と呼ばれていたようですと、たしかこういうお話があったかなと。私も、小さいころからあそこは鵜島城、鵜島城と、このように呼んでいました。

今回、学習会に参加をさせていただく中で、歴史的な見解から見ると後北条時代の古文書に下田城と、こういうことが書かれていると、そのように認められると、こういう話を聞かせていただきました。そこで、ああそうだったのか、下田城という名称もあったのかということで私も勉強になったわけですが、自分の目でどのように書かれているのか、これは城山公園のほうに行きまして、下田公園というんでしょうか、私たちは小さいころからあそこの山を城山公園、城山公園と言っていましたので、今、城山公園と言ってしまいましたけれども、そこに自分の目で確かめに行ってみました。そうしましたら、その近くに案内ですか、解説の看板というんでしょうか、それがあましてそこを見ましたら、鵜島城と

いうその下に括弧して下田城とも記してありました。そういうのを見まして、私は今お聞きしますと、そういう説もあるというようなことも、この前の学習会でお話があったかなと、このように思っておりますが、そうしますと鶴島城も下田城も実際には市民の皆さんもそういうことで両方認知されているのではないかなと、このように思います。ですから、あえてどちらかに統一する、こういうことは必要はないのではないかなと、このように思っております。

また、議員さんから解説文に誤りがあるようですというご指摘もいただきました。またこれにつきましては、どこに誤りがあるのか、それが確かに誤りであったならば、これは直していく必要があるだろうなと、このように思っております。

少し長くなりましたが、以上で私のほうのご答弁を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、私からは統合準備委員会関係につきまして答弁をさせていただきます。

議員さんからは、統合準備委員会の規則を無視しているのではないかと、また規則にない運営をしているのではないかと、法的にいかがかと。そして、その中で決まったことについての効力についてご質問があったわけでございます。私ども、この統合準備委員会を説明させていただく中で、確かに組織図的に下部組織があるような図をお示したという中で、ちょっと誤解を受けてしまったのかなというようなことでございますが、私どもといたしましては部会は統合準備委員会の下部組織というとらえ方ではなく、委員さんが検討を割り当てられた事項について、みずからが自分の持っている組織、そういうところの方々から多くの意見を聴取して、それを取りまとめて統合準備委員会に諮って審議していただく、そういうような場所というふうにとらえております。そういうことで、規則を全く無視しているというようなことではないというふうにご理解いただければと思います。

そして、また9月議会の中で審議される中で、やはり多くの方々を取り入れるべきだというご指摘をいただいておりますもので、それにもこたえられる形になっているのではないかと、というふうを考えております。

もう一つ、附属機関を設置することはなかったのではないかと、あえてこうしなければならなかった理由は何かと、そういうことでございますが、これにつきましてはその審議の中で、学校を廃止し、新たな中学校を創設するという大変重みのある内容についてご審議していた

だくところだと、そういうことで、そういう大切なことを審議する機関が果たして要綱ですか、規則による機関でいいのかというようなご議論もあったのではないかというふうに思います。そういう中で、やはりそれ相応の審議をしていただくためには、機関としての位置づけをつけなければならないということから、それをご理解いただいて議決していただいたというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 城山公園関係のご質問でございましたので、私のほうから3つほどご質問のあった内容につきまして答弁させていただきたいと思います。

まず、空堀の関係で管理、保存の問題、これも何回も今までの議会の中でも議員からご質問のあった件でございますが、現在の考え方を申し上げますと、この公園につきましては昔、スポーツセンターをこの公園の中につくろうというような計画が持ち上がった時代がありました。そういう背景を受けまして当時、この開発行為から遺跡を守るために、教育委員会とか文化財保護審議会がこの下田城に関連する樹木とか、あるいは草木に手を触れてはならないという保護方法をとられたことがございます。

議員がご指摘申し上げましたように、何もしないで放置という形でとられるわけですが、それにはまずこういう背景があって、文化財保護というような1つの網かけがあったというふうに思います。

しかしながら、時代とともに樹木もどんどん大きくなっていくという過程の中で、この空堀が木のために例えば根が張って、いわゆる天守台のところ崩れてくるというようなこともございました。また、木が大きくなってきたために、日が差さなくなることによって下草が生えない、このためによってその空堀も少しずつ崩れが出ているというような弊害がありましたので、この公園を管理する建設課と相談をしながら、あるいは文化財保護審議会の方々にも立ち会ってもらって、危険な樹木につきましては伐採等を計画的にやらせていただいて、この空堀を守っていくというような方法を現在とらせていただいております。

それから、ことしの段階で文化財保護審議会を開いていただきまして、やはりこういう問題が出ている中で、この樹木の問題につきましては今後どういう考え方をしていこうかというお計らいをしていただいた中では、全く手をつけるなという委員さんと、今申し上げましたように何も手をつけないために文化財的なものが壊されてきている危険性があるというこ

とで、やはり必要に応じては手を入れるべきだという意見が両方出ておりました。これもまた今後、この中でお話し合いをしていただくような形になっておりますが、現状では公園を管理している人間とともに私ども現場を見に行きながら、これはちょっと問題があるよというものについては、少し手を入れさせていただいた経過があることは事実であります。

もう1点、関口先生が14年に示してくれました、いわゆる縄張り図というんですか、復元についての書いてくれた、いわゆる廓とか堀とか城門などの配置図のことではありますが、下田城に関しては当然当時の図面は残っておりません。現在の方が現在の知識をもって、あるいは現在残っている遺構から推定した図面というのが、この関口先生が書かれた縄張り図ということになるかと思えます。

ですから、この縄張り図というのは、この縄張り図をつくる方の考え方で若干違いが出てくる可能性もあるわけでありまして。ですから、議員がおっしゃるように、この縄張り図を文化庁等に認定をしてもらって、ある程度一部分から手を入れていくべきであろうという問題につきましては、この縄張り図というものは正規なものではないということですので、認定するとかしないという性質のものではないという我々は理解をしております。まず、これが1点。

それから、復元をすることについての問題であります。復元をすることによって、手を入れることによってこの遺構が逆に破壊をされてしまうという心配もあるわけでありまして。通常、この空堀等、手を入れるというのは、何らかの開発行為、例えばあの公園に先ほど言ったように何かのものがつくられる、人工的なものがつくられて、開発行為があったときに、こういうときにはこの遺跡ですね、保存がままならなくなってしまうために、最終的に手を入れるというのがこういうもの手段であろうかと思えます。

そういう反面、三島の山中城みたいに手を入れて、芝生を生やさせて観光客を入れるということで、確かに多くの観光客の方が訪れる反面、その遺跡が逆にその人たちによって壊されてきてしまっている、こういうような問題、あるいは管理の問題、こういうような問題点も我々は参考にさせていただいているわけでありまして、下田城の場合は文化財保護審議会のほうでも当分は手をつけないというような方向性が一応出されております。

しかしながら、将来は国指定を受けるとということについては、教育委員会は研究していきなさいよというような意見も出ておりますので、教育委員会はそれに向かって進んでおるといってございまして、この復元についてというのは全体計画の一部として検討されるべきであって、まず技術的な面で逆にこの遺構を壊してしまう可能性があるということも考え

なければならないということで、やはり大変な議論を重ねた上で決定をされるべき問題点であるというふうに思います。ですから、現段階では部分的、単発的な復元は適切ではないというような判断をしております。

しかしながら、今回も予算をつけさせていただきましたように、公園の整備という中では、この歴史的な空堀等につきましてはしっかり説明板、ガイダンス、こういうものは充実をしていこうということで、自然背景を壊さないような案内板ということは、やはり必要であるという認識を持っておりますので、それは準備をさせていただいているところであります。

また現在、庁内にも前から言っておりますように、公園整備検討委員会の中で下田公園の整備基本方針に基づいて、いろいろ庁内で検討する委員会がありますので、またこの国指定の方向だとか、今言ったような意見等が出ていることも検討していきたいというふうに思います。

最後に、この下田公園を市民の方々から下田城址公園に変えたらどうだというような意見も出ているというご指摘でございますが、私の耳には届いておりません。今まで、あの公園は下田公園あるいは城山公園というものが、下田市民の中に多くの形の中で、心の中にも残っている名称であります。現在は下田公園で統一しているわけですが、特にあじさいまつり等につきましては下田公園のあじさいまつりということで、全国的なPRを行っているわけがありますので、やはりこの下田公園というものを現実は大切に守り続けていきたい、こんなふうに考えております。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思います、よろしゅうございますか。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時 5分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、2番 藤井六一君の一般質問を続けます。

2番。

2番（藤井六一君） 一応お尋ねした項目についてはご答弁をいただいたわけなんですけれども、若干といたしますが、すれ違っている部分が何点かございます。

現段階で、計画の延期、中止する考えはない、それははっきり伺いました。教育レベルの

件については、学習のレベルではなくて環境のレベルだというような説明を伺いました。教育長にもう一度伺います。学習レベルではなくて、教育環境のレベルが低いという、そういうように理解してよろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） この問題は、私も最初、確認をさせていただきましたけれども、議員さんのほうから「レベル」ということでご質問をいただきました。私としては、議員さんのおっしゃられる教育レベル、これは統合しなければならぬほどというお話がありましたので、私は稲梓中学校の学びの環境のレベルと、こういうふうにとらえました。

したがって、そういう意味でいけば、稲梓中学校は今いろいろな問題、課題、その課題が先ほど申しましたように生徒数が少なくなった、そのことによっていろいろ生じてきている、そういう問題、課題ということでございますので、それを改善をしていきたいと、こういうような方向でいるということでございます。

したがって、この「教育レベル」、この意味の確認は学習環境の問題と、このようにとらえました。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 学習というか、俗に言う成績のレベルでなくて、教育環境のレベルがランクづけすれば低いと。これは教育行政の怠慢ではなかったんでしょうか、お伺いします。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） これが怠慢かどうかということでは、私はないのではないかなと思います。少子化によって、その流れによりいろいろな問題が、この下田地区にも広まってきて、それに対して整備審議会のほうが審議の中で慎重に下田市全体の教育環境、これを見直した結果であると、このように思っております。

したがって、今そういう状況になった中で、これを何とかしたいということで、この統合問題が出てきたんだと、このように解釈をしております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） いつまでやっても平行線であります。

こうした問題、これは教育委員会の問題であります。今、教育長あるいは学校教育課長からしかるべくご答弁いただいているわけですが、もちろん私だけでなく、今回9人のうち6人がこの学校統合について質問をしているわけでありましてけれども、このことについて教

育委員会は、この問題について委員会を開かれて協議をされた、委員会としての方向づけをされた、そういう経過はございますか。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） 今ちょっとご質問の趣旨がはっきり聞き取れなかったんですが、もう少し説明をいただけますでしょうか。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） ということは、教育長個人のお考えを述べておられるのか、学校教育課長個人のお考えなのか、教育委員会のお考えなのか、それを伺いたかったのが、教育委員会としてこういう問題を協議、審議されて、1つの方向づけを出された上で、今日臨んでおられるのかどうかということを伺いたかったんです。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） この問題については、今までの経過は十分ご承知されているものかなというふうに思っておりますけれども、先ほど申しましたように、この下田市の今子供たちの学びの状況、環境がどうであるのかということや学校再編整備審議会で審議をしていただいて、その結果、答申をいただく中で教育委員会がこれを承認をしたと。その中に、統合の問題が当然示されていたと、このように解釈しております。

ですから、これは私個人の見解ということでは当然ございません。教育委員会がその方向を承認をして、今この統合問題に取り組んでいると、こういう状況でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 私が伺いたかったのは、教育委員会が18年3月でしょうか、委員会を開いて、この統廃合についての決定をされた、そのことについて伺っているわけではないんです。今日というか、この一般質問でいろいろな面からの質問がされているわけでありまして。新たな提案みたいなものも出ているはずなんです。

例えば、学区の問題、これはこの後また質問したいと思っておりますけれども、学区の問題について、そういうことは考えておりませんと、昨日、学校教育課長も答弁されました。それは、だから教育委員会の方向なのか、学校教育課長がそう言っているのか、教育長が個人的にそう思っているのか、そういうことを聞きたいんです。これは大変重要な問題なんです。教育委員会の問題なんです。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） 今回、そういうご提案をいただいたところでございますので、今現

在のところはそういうことについては検討はしてございませんということでございます。

ですから、これからまたそういう問題を検討しなければならない、そういう状況になってくれば、これは当然検討しなければならない状況が生まれるかもしれません。

しかし、今現在のところでは、そういう審議、協議等はしていないという、そういうことでございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 先ほどの質問の中で、住民の方々は今でも大勢の方が賛成しておられるのかどうかという質問をいたしました。大勢の方の賛成を得るように、ご理解を得るように努めておりますという答弁をいただきました。ちょっとすれ違っていると思うんですけども、多くの方の理解を得るように努めておりますというのは、多くの方の理解は得られていないという、反対者がまだ多いというように理解してよろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） これは大変難しいところございまして、議員さん方のほうはアンケート等をおとりになって、確かな数字も見せていただきました。しかし、これについては、まだ私たちは区長さん、それから幼稚園、小学校、中学校、それから各地域の住民の皆さん、まだ今のところ十分にこのことを存じ上げない方もたくさんいるんだと、こういうことを伺う中で、まだ精力的にそういう説明をしてご理解をいただく、そういう努力をしております。

したがって、その中で得た感触がどれくらいあるとかについては、まだこれはこれから判断をしなければならないと思っておりますけれども、ただ感触としまして大変当初は厳しいご意見もいただきましたけれども、それが徐々に、先ほど申しましたように問題が解決できれば統合は仕方がない、このように考えていただいている方が増えてきている、このように判断をしております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 私どもが開いてきた市政報告会、議員と語る会、この会には実際に子供を持っておられるご父兄、さらには2年後に中学に入学するというご父兄、いろいろおられました。そうした方々は、自分はいいと、だけれども、何年か後々の子供、その子供のご父兄、そうした方々にマイナスになるようなことは私たちにはできませんということをおっしゃってありました。まさにそのとおりだと思うんです。

教育委員会、今まで接触されてきた、要するに「父兄」という言葉をよく言われますけれ

ども、それは現実に現在今あの学校に通っておられる1年から3年生まで50数人、この方々のご父兄が多いのではないかと思います。その中で、全員賛成したとして50数名であります。そのうちの恐らく大半は、本当にひざ詰めで話をしていけば、首を傾げると思います。

条件が整えばということなんですが、この通学費1つとっても、負担は確実に増大します、多くなります。時間的なロスも確実にふえます。通学上の危険、それも確実に増えます。そうしたときに、条件については今後悪いようにはしません、これから考えます。それで納得させようと今しているのが教育委員会の姿なんです。そうした状況の中で、どのような数字を出されても、それは信憑性のない信用できる数字ではないと私どもは判断できます。

先ほど、主旨質問の中で、バラ色と言いましたけれども、今示しているのはバラ色の計画なんですよ。少なくとも、稲梓より稲生沢へ行けば、子供たちの成績上がりますよ、将来大勢の中でもまれれば人間形成もできますよ、バラ色のことばかり言っているんです。マイナスの面については、そのことについてはこれからやりますというだけで、これからできなかった場合どうなりますか、そのできなかったときの責任といたしますか、それはどういう形でお取りになるつもりなんですか。その辺をやはり住民の方は一番知りたいと思うんです。やるよと言って、本当にやらなかったらどうなるんだろうということ、私どもの議員と語る会でも、そういう意見を述べられる方が大勢おりました。

特に、稲梓というのは教師というんですか、学校の先生のOBが多いところです。そういう方々が口をそろえて言っていました。子供たちにはよくなるというけれども、何がどのようによくなるんですかと、教師経験者が言うんです。何がどのようによくなるのか、その点聞かせてほしいよと。僕らに言われても、本当に答えようがなかったんですけれども、もう真剣になってそういう意見が出されておりました、大勢の方々から。

ですから、これからそういうご理解を得ていくと、これは順序が逆ではないかと思いますけれども、見解の違う面もあるかと思しますので、先にいきます。

自由学区の問題、これは県の教育委員会にもいろいろ聞いてみました。焼津市内で実例があるようです。東京・杉並区にも実例があるようです。ただ、課題という点は、どちらかに偏った場合、これだけですということを県の教育委員会では言っていました。これをやることは何の支障もありませんと、地域の教育委員会の判断ですと。

ですから、これを今考えておりませんということはどういうことでしょうか、個人的に考えていない、先ほどのにまた戻りますけれども、学校教育課長、個人的に考えていないのか、教育長も個人的なのか、教育委員会としての方向なのか。

それで、今そういう必要があればこれからというように非常にのんびりされたことを言っていました。学校統合は既に今進んでいるわけですよ、これから必要に応じてどうのという問題ではないんです。すぐにでも、この議会中でも、あるいは議会が終わってすぐにでも、そういう考えを、方向づけを統一すべきことではないのかなと、私はそのくらいこうした問題は大きな問題ではないのかなと。ただ今ある線を消す、単純にそういうことではないと思うんです。それによって、学校が1つ残るのか残らないのか、大変重要なことなんです。教育委員会あるいは市当局、とにかく学校が邪魔だというように私どもには見えているんです。邪魔だから消したいというように見えるんです。でも、消す必要はないじゃないですか。消す必要がない方法があれば、それをとっていいのではないのかと、そういう観点から伺っているんです。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） この自由学区のことに関しましては、確かに今まで私どもも話題にしておりませんし、教育委員会でもそういう話は出ておりません。

しかしながら、情報といたしましては、最近、新聞紙上にも載っております。これにつきましては、やはりこの流れというものがございまして、取り入れているところが増えてきていることは事実なんです、しかしながら今回、それを見直すところが結構出てきているというのを新聞記事で私も読んでおります。

最初、この制度につきましては、生徒あるいは保護者が選ぶことによって、学校間の競争が期待されていたと思うんです。しかしながら、風評による偏りとか、あるいは駅から近い、あるいは遠いという、そういうことだけで敬遠されたりとか、ひどいものになりますと、坂の上に学校があるというだけで敬遠されると、そういうふうな新聞記事がございまして、学校間の格差が広がっているというような問題もあるように、今、朝日新聞に載っていたこういう記事を話させていただいています。

一方、東京の品川区では区民に支持されているというようなことが書かれております。それによると、学校の校長先生の意識が変わったとか、そういうことがあるようなんですが、しかしながら教育委員会の回答では、課題のある学校があれば予算も人もつけて支援しているというような、全体としての取り組みが成功しているという例もあるということは承知しているんですが、その辺を我々が今後取り入れるかどうか、そういうことになった場合には、やはりこの統合の問題と同じように慎重な審議をしていかなければならないというふうに考えております。

そういうことから、今後そういうことを議論するのかどうかということも含めまして考えなければならないと思うんですが、今現在のところはそういうことは考えていなかったというのが実情でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 統合してしまえば、考える必要はないんです。統合する前に考えるべきことなんです。先に進みます。

附属機関の問題ですが、この附属機関、学校統合準備委員会、名前はそのものずばり準備委員会です。この附属機関、この性格は何でしょうか。審議会でしょうか、審査会でしょうか、学校教育課長に伺います。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 性格はということでございます。この準備委員会の規則というものを議員さんの皆様にも配付させていただいてございます。読ませていただきますと、附属機関を設けまして、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的としている。そして、諮問事項、諮問を統合準備委員会にし、次に掲げる事項を調査、審議し、答申する。そういうふうになっております。ですので、審議機関というふうにご理解いただいてよろしいと思います。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 確かに、審議機関だと思います。だとしたら、この部会を設けてどうのというの、これは先ほどの説明でいきますと、12名選ばれた正規の委員が何か勝手にそういうグループをつくって、勝手にやっているというように、言葉は悪いですけども、そのように聞こえました。そういうことなんででしょうか、私は違うと思うんです。

これは、この附属機関の設置議案が出てくる前に、もっと以前に、各地で説明会を開いている資料の中に、既にこれができ上がっていたんですね、名簿が。それを見ますと、同じような形で流れができていたんです。ですから、この9月に議会の議決を経て、それで初めてこういうスタイルをとったということではないんです。最初からその流れができています。それにはめ込んだだけです。15名以内を12名にしました、これは予算的な問題でしょう。だけれども、12名にして実際は二十二、三名いるんじゃないでしょうか。その正規の委員と正規でない委員、これが混在しているわけです。そうしたところに教育委員会は諮問をしているんですか、そういう会議に、おかしいんじゃないでしょうか。

諮問をしている諮問書を見ますと、4つの項目書いてあります。学校のあり方に関するこ

と……

議長（増田 清君） 3分前です。

2番（藤井六一君） 確かに、学校のあり方に関する全体をこれ包括していますよね。具体的には、そのほかでは学校名とか、校歌、校章、これは具体的に示しています。通学方法に関する事項、これも具体的に示しています。実際やっていることは、ジャージの色を何にするとか、PTAの会則をどうするとか、これは審議会としてあるべき姿ではないと思うんです。報酬を払って開催している審議会ではないんじゃないでしょうか、課長、見解を伺います。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） まず、正規の委員、正規でない委員という言い方を議員さんおっしゃいますけれども、私どもは正規の委員12名しか統合準備委員会にはおりません。

先ほども申しましたけれども、それぞれの役割を委員の方に検討をお願いしたわけです。それに対しまして、やはりその方だけ、その委員さんの考え方だけで決めてよろしいのかという問題も当然あるわけでございます。ですので、例えば学校の基本構想を決めていくのに当たって、その校長先生だけの考えでなく、当然今までの両校の運営をされてこられている教頭先生ですとか、ほかの先生方、そういうご意見も新しい学校像に反映させるのが本来の学校像をつくるのにふさわしいというふうに我々は考えております。

ですので、そういう方々のご意見を校長先生である委員さんが聴して、それをまとめていただいて統合準備委員会の中に、我々としてはこのような学校づくりを考えると、そういう報告をしていただいて委員さん全員で、12名で審議をしていただくと、そういうことでございますので、その統合準備委員会の委員が下の委員さんの、私的な組織になろうかと思いますが、そこまで含んでいるということとはございません。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） ここに示されているこれは、だれがつくったんでしょうか。これは正式に選ばれた12名の委員の方々が集まって、こういう形でいきましょうというようにつくられたものなんでしょうか、教育委員会の事務局が示したものなんでしょうか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） これにつきましては、最初の統合準備委員会のときに提示させていただいた資料でございますので、当然我々の原案として、このように委員さんについては当たっていただきたい。そして、部会とここで申し上げておりますが、それぞれの割り

振られた委員さんについて、例えば教育課程部会においては新しい学校をどんな学校にするのか、そういうテーマにのっかって、そのほか先生、校長先生を主体として検討していただき、そういうことでこの資料をつくらせていただいたわけでございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） この準備委員会に参加されている委員の方に伺ってみました。そうしたら、こういう組織図にはめられて今進んでいると。教育委員会がつくった案によって進められておりますということでした。じゃ、丸投げかねと聞いたら、丸投げですというように、その委員の方は言うておられました。

ですから、丸投げなら丸投げで結構なんですよ、これを……

議長（増田 清君） 1分前です。

2番（藤井六一君） あえて審議会でやる必要があったのかないのか。先ほど、課長は大勢の人の意見を聞いたほうがいいと、それはそのとおりですよ。大勢の意見を聞きたいというんだったら、何も審議会つくって、そしてさらにタコの足みたいに広げてですね、意見のある方みんな集まってきてください、聞かせてくださいよとやることではないでしょう。

ですから、最初、主旨質問の中で言った、こういう例がほかにもあるのかないのかと、こういうような例が、それを聞いたんですよ。下田市がそういうことをたくさんやっているのかどうかと聞いたんです。その点についての答弁はございませんでした。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） そうですね、その点につきましては答弁漏れということで大変申しわけございません。

私がこの役所の中で、すべての委員会について承知しているわけではないんですが、多分こういうふうなやり方をしているところについてはないのかなというふうに思います。

しかしながら、考えてみますと、それぞれのいろいろな委員会とか審議会において、やはり委員さんという方はいろいろな役職の方が選ばれたり、そういうふうにされているかと思えます。その委員さんにすれば、例えばこの組織を代表して委員さんになったというような場合には、その組織なりの意見を持って、それぞれの委員会、審議会に臨まれているというふうに思うわけです。そういう形があるのかと思いますもので、具体的にどの委員会がこういう形をとっているということは言えませんが、そのようなものと同じように考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） ほかにはそういう例はないでしょう。

もう1点伺います。このジャージだとか、制服だとか、そうしたもので教育委員会が決めなければならないということなんでしょうか、その点。これはある程度、学校の……

議長（増田 清君） 時間です。

2番（藤井六一君） 自主性に任せるべきではないでしょうか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） これについては、やはり自主性というのがあるかと思いません。

しかしながら、PTAの方々、そういう方々はまだ今のところ両中学校のPTA方の集まりというのがないわけです。それですので、両校の保護者代表出ていただきますので、その中から意見を集約していくというようなことを検討して、例えば今色が違うわけですので、こういう色にしてはどうかと、そういうようなものをこちらで意見を上げていただくと、そういうふうな形で考えておりますので、それについては当然それぞれのPTAのご意見あるかと思しますので、ご意見を聞くという場というふうに思っております。

議長（増田 清君） これをもって、2番 藤井六一君の一般質問を終わります。

次は、質問順位6番。1、中学校統合について、2、消防施設管理について、3、申請書の簡素化について、4、温暖化対策について、

以上4件について、13番 土屋勝利君。

〔13番 土屋勝利君登壇〕

13番（土屋勝利君） ただいま議長の通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず、中学校の統合について。

全国的に大きな問題となっている地方の過疎化に伴い、下田市の人口も年々減少し、児童や生徒数の減少は、各学校の生徒数にも当然少なくなっていくことでしょう。このような実情で、子供たちの将来のことを考えれば、当然統合はやむを得ないものと思います。

当局は、統合の各学校ごとに保護者やPTA、地域の住民、また代表の関係者と話し合いの場が何回か行われてまいりました。その結果、幾つかの問題点が絞られたのではないかとと思いますが、私の質問点は前の質問者と重複をし、説明を聞いておりますので、省略をさせていただきます。

当局は、このような問題点を整理し、検討し、今後の対象者の保育園の方、幼稚園、小学

校の保護者に具体的に説明をし、理解を得ることが、まず第一の問題ではないかなというように感じております。当局は、ぜひこの点をどのような形で考えているのかお聞かせください。

また、安全確保のために統合問題が出たと同時に、私たち自民党議員は県土木に要望を行い、その結果、浄水場付近の道路改良をするということで路側帯を確保することを聞いておりました。だが、子供たちの安全通学には、まだまだ不十分ではないかなと思います。

特に、浄水場の付近のかさ上げの件ですが、実現にはまだまだ時間がかかり、またこのような大変厳しいところでございますので、当局は当然、県に対し早急の実現をするよう陳情をし、歩道を確保することが大事ではないかなと思います。安全な歩道ができることで、今後、夏の時間帯だけでも経費節減のためには、子供たちが自転車通学を実施することもできるのではないかなと思います。そのためには、国道414号の歩道の早期完成と歩道のわきに路側帯を確保することが安全通学につながります。そのためにも、教育委員会も県土木に強く要望をすることが大事ではないかなと思いますが、お考えをお聞かせください。

また今後、稲生沢中学校が統合に伴い、校内の一部を改善すると聞いておりますが、新しい名前だけではなく、統合する子供たちのためにも、よい環境の中で教育を行うことが大事ではないかなと思います。現在、学校のグラウンドの周辺に水路がありますが、水は流れず悪臭がし、水路の役目を果たしていないのが実情です。現在、地域住民が年1回清掃をしていますが、水がよどんでいます。水路の設計が悪かったのではないかなと思います。大変悪い環境でございます。新しい名前だけでなく、環境のよい学校をつくるのが大事ではないかなと思いますので、当局は今後どのような対応を考えているのかお聞かせを願いたい。

次に、消防施設の管理について。

現在、下田市内の消防団施設が各地域に設置されておりますが、地域によっては大変古い詰所もありますが、それなりに改善もされ、活用をされておりますが、当局には長期計画で詰所の実態とその管理計画が実施されていると思いますが、本年度はどのような対応をされたのか。また、次年度における回収や補修する詰所の予定があるのかないのかお伺いします。

現在、河内地区内に第二分団二部の火の見やぐらが鉄骨で設置されておりますが、鉄骨の屋根がさび、やぐらのペイントがはげ、赤さびが多く見受けられます。また、詰所のタン屋根と外壁、階段が赤さびが出ており、大変醜いです。早急にそれを補強することによって、経費も少なく、現在の詰所が今後とも長く活用することができます。早目の対応をすることが財政負担にも大きくかわります。このような点を考慮して、早急に対応することが大事

ではないかと思いますが、当局はどのような対応策を考えているかお聞かせください。

次に、申請書の簡素化について。

農水省は、補助事業の申請手続について、簡素化に向けて平成20年10月24日付で、農林漁業者がみずからの申請する事業に該当する72項目の申請に必要な書類を必要最小限に減らすということと同時に、添付書類を最小限に削減するということですが、特に農業改良資金や担い手支援、農地保有合理化事業、また特に中山間地域等直接支払交付金などの見直し、特に申請や報告の必要のない書類は全体で42%削減するとのことをございます。

このような改善が行われる中で、下田市も多くの補助事業を実施しておりますが、簡素化ができる申請補助事業が数多くあると思われませんが、当局は見直しをし、検討をする考えがあるのかどうかお伺いします。

例えば一例ですが、現在、農業者より年間約30件前後の申請があります。有害鳥獣等被害防止対策事業の補助金交付では、申請があってから事業が完了するまで職員が2ないし3回程度現地を確認しておりますが、職員の仕事も兼務のため大変時間がかかっております。そのために、補助金の交付がおくれていることが多くあります。現在、申請者は数枚提出されておりますが、添付書類も多くあり、今後補助交付申請には特に設置の地目の確認と場所の確認や写真での申請をし、同時に実績報告と添付書類を提出することで1枚の書類で提出し、実績報告には完了の日時を記入することで確認ができるのではないかと思います。その結果、後日、職員が現地で写真で現場確認をし、完了交付確認の通知を出し、補助金を支給することができるのではないかと思います。現在、補助事業が多くある中で見直す事業があると思います。当局は検討をする考えがあるのかどうかお伺いします。また、簡素化することによって、事業の効率を上げることができるのではないかと思います。この辺をどのように対応するかお聞かせください。

続いて、温暖化対策について。

前回、私が一般質問の中でマイバグ推進の利用の件で、小さなことだが実施することが大事ではないかと質問をさせていただきましたが、昨年より下田市はごみの焼却炉の改修費が投入された中で、この2年間で約7億4,000万ですが、投入し、財政にも大きな影響を与えたのではないかと思います。今後、減量化と経費の節約に取り組むことが大事ではないかと思います。そのためには、現在、下田市内の商店やスーパーが多くある中で、マイバグの利用店は余り見受けられないのが現状です。環境対策課は、今までに市内の店舗や関係者と対応策を話し合ったことがあるのかないのかお聞かせください。また、市民への協力依頼

の宣伝がされたのかどうかお伺いします。

今後、下田市内の店舗がマイバッグの全利用ができることで、ごみの減量につながります。小さなことですが、温暖化対策の第一歩ではないかと。すぐに効果は見えませんが、地域住民が一体となって協力することが二酸化炭素の排出量の削減に取り組むことができます。市民の協力の輪をつくるのが今後の事業にも大きなプラスになると思います。

温暖化対策には、静岡県の各地域でも、関係企業がいろいろな対応策をとっておりますが、特に買い物袋の有料化などを実施しているところもあります。当局は、指導力を持って実施していただきたい。

次に、新聞発表でグリーン電力の市場取引に伴い、経済産業省は10月11日付で太陽光などの二酸化炭素を出さないエネルギーを使ったグリーン電力の売買を17日から始めると発表をしております。学校の太陽光発電促進とのことで、政府が10月7日に温暖化効果ガスを削減するために、公立小学校の太陽光発電の導入を促進する制度をつくる方針だと明らかにしております。国内排出量取引制度で企業が設備の設置費用の一部を負担し、資金の拠出程度に応じて温暖化効果ガスの削減量に算入するとのことです。特に、企業に比べて学校や公共施設は温暖化対策に大変遅れていると思います。当局は、今後温暖化対策にどのように対応されるのか、また今後取り組んでいくのかお伺いをします。

以上で質問を終わります。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願いを申し上げます。

質問の途中でございますが、午後1時まで休憩いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

午前 1 時 5 2 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、13番 土屋勝利君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、統合準備委員会の関係等につきまして答えさせていただきます。

議員さんからご指摘のように、これから統合に向けての話し合いの結果、今まで話し合いをしてきた結果につきまして、その中から課題とか、要望とか、そういうものをたくさん承っております。そういうものをしっかり整理いたしまして、今後、中学校へ入学する、そういう保護者からご理解をいただけるような回答を検討していきたいということで、十分地域の方々、保護者の方々と検討していきたいというふうに感じます。

それと、あと道路関係につきましては、やはりこれは生徒の生命、安全にかかわることでございますので、しっかりと今後とも県の土木事務所さんに対しまして、連絡を密にしながら要望を重ねてまいりたいというふうに考えております。

そして、稲生沢中学校の施設管理につきましてでございます。水路の水のはげが悪いというご指摘をいただいております。前回、私どもも学校を訪問したときに、教頭先生にどのような状況かを伺っております。そして、水路の一番排水の最後の部分について、まだ不備があるというようなことを水路の管理者であります建設課からも伺っております。この辺につきましては、また建設課から詳しく答弁があるかと思っております。今後の対応につきましては、建設課からということでご容赦願いたいというふうに思います。

環境の面というようなことで、学校への太陽光発電の促進ということ、この11月に議員ご指摘のように政府から方針が発表されたばかりで、その内容等についてまだ具体的な通知がまいっておりません。そういう中で、しっかりと制度化された時点で、学校の改修、耐震化、そういうものを含めて改修あるいは導入を図っていくのかどうなのかということについて、改めて検討したいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 稲生沢中学校の周辺の水路の関係ですけれども、議員ご存じのとおり中学校周辺は土地が非常に平坦でございます。そんな中のグラウンドの周辺を国道側につきましては、上流から下流へと地形勾配に沿って水路ができていますので、一定は流れてきていると。その後、清流荘の間を今度は横に走っているということで、地形のないところを無理して横に走っていると。さらに、そこから逆にやや戻る形で上流といたしますか、少し気持ち上流に向かってグラウンドの周りを3面張りの水路が流れております。そこから今度は市道側にやはり上流から水路が流れておるんですけれども、その市道側に水路をつけて市道の立野橋のところから稲生沢川に通していくと、そういう状況かと思っております。そのコンクリートの水路と市道の横に走っている水路をつなぐ水路が自然の水路ということで、土水

路といいますが、そういう形になっていると。そういう無理な勾配のところへ水路をつくっていますので、グラウンドの終点側の部分が今恐らく10センチくらい土がたまっているのではないかと思います。

改善の方法とすれば、測量したわけではないんですけども、目で見た範囲では学校わきの水路から市道沿いの水路に何とか勾配はとれるのかなというぐらいの、目で目視の状況ですけども、その土水路をコンクリートに変えれば、一定の改善策になるのかなと。ほかの改善策は、ちょっと今の段階では見い出せません。

そんな中で、ただあの地区は稲生沢中学校の周辺に限らず、実は稲生沢中学校からハンディ、さらに東電の寮の裏にかけて一体的に地形的に排水がいろいろスムーズに流れていない部分がありまして、実は東電の寮の裏の地区にも非常に住宅が密集しています。その排水路と稲生沢中学校の今ご質問の水路と両方、地区から改善要望が出ております。

そんな中で、我々のほうとすると、上湯原のほうは住宅が非常にたくさんの中の国道と市道の真ん中辺くらいに水路が流れているんですけども、その住宅の多い密集地の改善を水路等、片や今ご指摘の稲生沢中学校、影響するのはグラウンド、それから清流荘の林、それから空き地とか農地の部分が影響範囲なのかなというふうにとらえているんですけども、ではどちらを優先するかということで、まずは住宅の密集しているほうをやらざるを得ないということで、本年度何とか予算獲得できましたので、そちらをまずかかりたいと。今の事情の中で単年度でできないので、翌年度までかかるのかなという予定であります。その次に、今ご指摘の中学校の水路のところをコンクリートで流す段取り、そんな形で改善計画を立てております。そのような予定でありますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（山崎智幸君） 2番目の質問であります消防施設管理についてでございます。

今回、議員さんのほうから2点ほどご質問があったかと思います。そのうちの、まず1点目でございますけれども、管理計画と実施について及び今後の計画についてということでございます。このことについてですけども、現在、消防施設の管理計画につきましては、平成19年の2月27日開催の分団長会議において、第9次消防施設整備計画5カ年計画、これは平成19年度から平成23年度まででございます。により実施しております。この整備計画につきましては、その前の第8次の5カ年計画なんですけれども、これは平成14年度から18年度です。このときにはポンプ関連の更新はしないで、各詰所の修繕等を実施いたしました。そして、現在は第9次の5カ年計画でありますけれども、平成20年度におきましては小規模の修

繕を実施いたしております。来年、平成21年度からは順次ポンプ関連の更新を行う計画になっております。

なお、原則といたしまして、更新の年数でございますけれども、四輪のポンプ自動車、それと小型ポンプ積載車、小型ポンプ、これらは22年の経過をしてから更新するということになっております。

次に、第2点目の第二分団第二部の火の見やぐらと詰所の修繕でございます。ここの詰所の補修につきましては、現在実施はしてございませんが、今年度は小規模の修繕といたしまして詰所のシャッターの修繕及び詰所のガラスの修繕を行いました。

なお、小規模なペンキの塗り等は団員によります原材料支給によって、現在補修を行っておりますが、要するに火の見やぐらとか、そういう屋根の修繕ですね、こういう高いところに上るような危険性の高い修繕につきましては、今後、分団長会議とか、財政等と協議して実施していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 申請書の簡素化につきましては、個人申請につきましては簡素化に向けて検討していきたいと思っております。

特に、有害鳥獣等被害対策防止事業につきましては、申請を受けてから決定までの事務処理の迅速化をし、被害の拡大をしないような方向で進めてまいりたいと思っております。

環境対策課長（藤井睦郎君） 環境対策課関係のご質問でございますが、1つ目はマイバッグの活用とその取り組みということでございます。

マイバッグの活用というと、言葉を変えますと、レジ袋の削減、または断り運動とか、こういうことにつながってくるわけでございますが、レジ袋は全国で平均大体お一人1日1枚利用しているというようなデータもございまして、下田市でその辺のデータを勘案しますと大体75トンぐらい、2日分の焼却量ぐらいは出ているのかなというような状況でございます。

それで、容器包装リサイクル法の改正ございまして、一定規模の小売業者につきましては、この削減の義務づけがなされまして、そういう容器包装の削減ですね、そういう中でレジ袋の削減ということが出てきているわけでございます。さまざま業者のほうで対策を講じているわけですが、行政といたしましてこの削減の取り組みにつきましては、例えばマイバッグキャンペーンとか、アンケートの実施でございます。また、協議会とか、推進会議とか設立して、そういう運動を起こしていくという中で、県内では13市町で実施しているようでござ

います。

その中の1つでございますが、ある町でイベントの中でアンケートをとった結果がちょっと出ておまして、大体今その町でございますが、マイバッグを持参している方がいつも持っている、使っているとおっしゃるのが40%、そのイベントには持ってこなかったけれども、ふだんは持っているよという人が16%、大体56%、半分強の人が現在マイバッグを使われているというようなデータも出ております。下田市の環境課としまして、市内業者に一応お話をしまして、取り組みの状況等をお話をしました。その中で、市内におきましてはマイバッグを持参される方にポイント制とか、スタンプ制度を設けて利点を設けて導入をしております。

それで、レジ袋の有料化ということにつきまして、いろいろ話したんですけれども、趣旨はよく理解できるけれども、下田市内の店舗だけで独自で導入は難しいと、本社全体として決定していく中でしていくということになるもので、今のところそういう状況はちょっと難しいというような回答も得ているところでございます。

そしてまた、市民の方への呼びかけの啓蒙といたしまして、広報「しもだ」にマイバッグ運動の呼びかけをしたり、また最近、県と市内の業者と協力いたしまして、市内の8店舗、スーパー中心でございますけれども、環境にやさしい買い物キャンペーンということで、キャンペーンのポスターを店頭に張っていただいたり、レジ袋の辞退の呼びかけをしていただいたりというような運動もしております。

また、温暖化対策の取り組みについてでございますが、現在、冷暖房の温度の調整とか、クールビズとかウォームビズ、また低公害車の導入、また昼休みの消灯とか、庁内でできることを実施した中で、市民の方にも広報によってこの啓蒙、啓発をしているところでございます。

また、京都議定書によりまして、地球温暖化対策の推進に関する法律が制定された中で、市町村として事務事業に関して温室効果ガス排出の削減のための行動計画というものを現在策定している最中ございまして、先日も各課にそのいろいろなデータを出していただくべく協力をしていただいて、今作成に取り組んでいるところでございます。こういうことを踏まえながら、削減対策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 13番。

13番（土屋勝利君） 今、当局からの説明がございましたが、まず第1点目として、統合

にかかわる中で今後、子供たちの安全を確保すること、これについて当然歩道、その辺が完全なものを早急に完成していただくことが、まず第1じゃないかなというように思うわけです。

それで、私の質問の中にも、本来ならば道路わきに、歩道のわきに路側帯をつくって、安全な自転車通学ができるような形をとるべきだというようにはしてあるんですが、その中でも道路の状況によってはなかなか難しいところがあるのではないかとこのように感じたわけなんです。それで特に今の浄水場の地点の拡幅ができて完全な歩道ができることになれば、今現在、河内地区の立野の永谷さんからお吉ヶ淵まで、その歩道が実際には自転車の利用をしてよろしいという、そういう交通安全の指示の看板が出ているわけですよ。そういう実態あるんですよ。それで、例えば稲梓から河内まで歩道が確実にできることになれば、交通安全協会のほうにお願いをして歩道を活用する、そういうこともできるのではないかと。そうすることによって、当然、子供たちが今まで通学するにもお金がかかっているものを軽減するような形に、そういう形に今後持っていくことも大事ではないかなと。

それと、もう1点は、今の中学の統合だけでなく、本来、県が南高と北高を統合した時点で、もっと県当局が本来ならそういう問題を自分たちで解決しなければならない状態ですが、今の時点ではとてもそういうあれができないから、それで教育長にお願いしたいのは、それと県の教育長のほうとの関連を持って、ぜひそういう問題を片づけていくよう陳情し、要望するべきではないかなというように思っておりますので、その辺の対策をひとつ今後考えていただきたい。

それと、もう1点、温暖化について学校の太陽光発電の促進という形で、これは新聞紙上にきちんと出ているわけです。これも国が将来の学校、公共団体の施設は電力の省エネに協力をしていないという形で、どうしても国としても将来、この電力を推進していくという形になっており、それに伴いグリーン電力という形で実施をするという報告が出ておるわけです。そういう中で、これから特に学校あたりは災害時の避難所というような形を当然とることになると思います。特に、東海地震等のそういう問題が出てくれば、実際にそういうことがぶつかってくるのではないかなというように思うわけです。そのためにも、発電機持って行って電力起こすなんていうことではとても間に合うような状態ではない。やはり避難所などのある程度大勢の方になれば、そのときに電気が蓄電がしてあるということになれば、すぐ対応ができることになるのではないかと、そういうことも頭の中に入れて、今後、企業がそういう今推進をしているので、できるだけそういう情報を得て、早急に対応することが下

田市の住民の避難のときの対応になるのではないかなと思うので、その辺の考え方を取り組んでいくのかどうかお伺いしたいというふうに思っております。

それと、次には今、消防施設が問題で当局から説明をいただきましたが、まず最初に消防団の平成19年から23年までの実施計画という形の中で、また消防団長との話し合いをされたら、その状況が出ておりますが、その中で消防団長から今の第二分団の実態を報告があったのかないのか、その辺をちょっとお伺いをしたい。

それと、先ほど課長からもありましたように、いろいろポンプの購入とか、そういう問題があるもので、なかなか詰所までの対応は難しいということですが、できれば今の物資支給という形で詰所の屋根、それと階段がもう大分縁がさびているから、早くこれをやらないとだんだんだんだんさびが出て、階段が腐食することになると危険です。そんな形で、できたらその辺の対応を今後検討していただきたいというふうに思っております。

そして、火の見やぐらは本来、塗料を塗っておくことが一番安全ではないかなと。今のままのを放置したような状況になれば、だんだんだんだん根本がまず腐ってきている状況になるもので、そういうことになるとまたいろいろな災害時のときの安全性も問われるようなことになるもので、できることなら二、三年のうちに補修をすることができるかどうか、検討をしていただくようお願いをしたいと思います。

それと、次に申請書の簡素化ということで、農林省の関係がそういうように大きく改善をしてくれておるわけですよ。そういうことで、今検討し、実施していくということですが、できることならばもう1回、これだけでなく特に補助の申請をしている状況があるかどうかと思う。そういう中の相手側のね、当局側じゃなくて、出すほうの方の意見というものを十分に調査して、この改善をしていただくようにしていただきたいと。それで、当然、当局側の事務的なものがあると思いますが、できるだけそういう簡素化をした中での事業改善というか、手続改善をしていくことによって、また負担もうんと軽まるのではないかなというふうに思っておりますので、その辺の考え方を当局として実施できるのかどうか、検討をしていただいて、その実態を今後また報告いただきたいというふうに考えております。そういうことで、今後の対応策がどのような形でできたのか、今日でなくて今後、そういうことで調査していただいて、また改善できるところはしていただきたいと、そういうことです。

それと、最後になりますが、先回、私たしかこのマイバッグで課長さんにもお願いをして、小さいことだけれども、何とか目標達成というか、そういう形でやるのが今後の環境対策に少しずつだけれども、効果を上げることが一番大事ではないかというようお願いをして

きたわけですが、私の知っているところだと余りどうもそのような形のあれが見えないのが、私も時々、女房と買い物に行っているんですが、ほとんど90%の方がマイバッグなんていうのは使っていないような、二、三人はあったかなというような感じはするんですが、そんな状況ではないかなと、が実態ではないかなと私は感ずるわけですが。

それで、できることなら、まず関係者、要するに店舗関係者、ここにひとつ協力体制をとってもらいたいと、本当のことを言って有料化してもひとつやってくださいよというお願いをすることも大事ではないかなと思うんですよ。これはあえて有料化というとおかしいけれども、協力体制をとるには、今のポイントカードじゃないけれども、あなたはやってくれましたねということで大きくPRしてくれる。そして、今のマイバッグ制度をやることが大きな力になってくる。そして、また市民の方々に、そういう大きな協力を得ることがこれからの事業に対しても、やはり大きなプラスになるのではないかなと。そういうことを考えれば、小さいことだけれども、これからの問題として大きく飛躍することになるのではないかなと思いますので、その辺を十分に環境対策課長としては実績を上げていただきたいというように思うわけです。

それと、あと1つは、温暖化効果の問題で公共施設が本当に遅れていると、ちょっと言えばコンビニあたりは蛍光管を活用して省エネに協力するとか、いろいろそういう体制をとっているもので、できれば市なり、そういうところも協力指導をして対応をしていくことが大事ではないかなというように思っております。

それと、もう1点が最後ですが、稲生沢中学の水路の件ですが、それについては建設課長は当然実態を調査してございますが、今の時点でもし水路をあのままコの字型に上に上げていって排水させるということになると、……

議長（増田 清君） 3分前です。

13番（土屋勝利君） 水がはけないのが事実ではないかなというように感じております。

それで、また1点は、一部市民の方の協力を得れば、そのまま学校の水路から大きな川のほうへ排水をとることができるのではないかなと。途中まで水路があるもので、今の水道課の水源のわきにずっと田んぼの中に入っている水路がありますので、その辺をうまく活用することで完全に排水がとれるのではないかなと思うんですが、その辺の検討がなされたのかどうか、現状を見ていただいて、また判断をしていただきたいなというように思っておりますが。

それと、もう1点が、今の流れていく水路の最後の清流荘のところが高く水路をせきとめ

ているものがあるんですよ。昔の水路の川の時の、それを外すことによって、今の水路がうんと下がることができるのではないかと、その辺もちょっと検討の材料になるのではないかなと思いますので、また現地を十分に調査して見ていただきたいというように思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 要望ですか。答弁要りませんか。

13番（土屋勝利君） もし、できれば教育長はどのような考え方でいるか。

議長（増田 清君） では、答弁お願いします。

教育長。

教育長（野田光男君） 今回の件につきましては、私どもだけではなかなか難しいかなというところがありますので、県の教育長とも、また機会がありましたら、お話をさせていただく中で、もちろん積極的にそういう場を持ちたいと思いますけれども、連携をしてお願いをしていきたいと、このように思っています。

それで、先ほど統合関係で安全確保の問題をご質問いただきましたので、これについては私どものほうも落合浄水場のあの付近については大変危険だという、こういう認識を持っておりますし、また現実問題として下田高校の生徒があそこを夜間も自転車を走らせながら帰宅するという、そういう姿に何回か私たちも遭遇をしているという、そういう中でこの問題につきましても高校とまた連携をしながら、一緒に取り組んだほうが大きな力になるかなと、このように思いますので、そういうことが進む中で稲梓まで安全な歩道並びに自転車走行ができる歩道ができれば、大変いいなと思いますので、これは取り組んでいきたいと、このように思っております。

なお、太陽光発電の件もございましたが、先ほど課長が申しましたが、私も本当に避難場所としては今市内の各小中学校、避難場所に指定されているところが大変多いという状況ですので、発災した折に即対応できる、そのためにも大変有効なことではないかなと、このように思いました。こういうことができれば、本当に防災上も大変すばらしいことではないかなと、このように思っております。その実現ができればいいなという、今現在ではそういう思いを今お話を伺って感じさせていただきました。ありがとうございました。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（山崎智幸君） ただいまの第二分団第二部の関係でございますけれども、大きく分けて2点ほどあったかと思えます。

まず、団長からの報告があったかということでございますけれども、直接は私は聞いておりませんが、そのほかにも大沢のほうの詰所がちょっと古いとか、そういう話は聞いております。

それで、今、議員さんがおっしゃいました2の2の河内の詰所でございますけれども、平成19年度末で建設から31年ほどたっております。それで、河内につきましては四輪のポンプを平成12年に更新しております。ですから、ここの分団としては予想ですけれども、詰所よりも先に四輪のほうを優先されたんではなかろうかというふうに推測されます。

それで、今の原材料の支給の関係なんですけれども、まだ残額が少し残っているものですから、もし危険でないようなところをペンキを塗るとか、そういうのがあれば原材料がありますので、また部長のほうと相談させていただきます。

そして、今度、第10次の整備計画があるわけなんですけれども、これは平成24年から28年になりますが、この計画を見ますと第8次においては詰所等の修繕とか改修を行っており、第9次がポンプ車の整備、ですからこの点は多分10次にはまた詰所の整備等になるのではなかろうかと思っておりますけれども、その辺につきましてはまた団長とか、皆さん方と相談して決定させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 中学校周辺の排水路の件ですけれども、自分も実は十分現場を認識しているつもりでいたんですけれども、今の話ですと上水道用地付近に利用可能な排水路があるという話で、これから現場よく精査しまして最も望ましい方法を検討させていただきます。

以上でございます。

議長（増田 清君） これをもって、13番 土屋勝利君の一般質問を終わります。

次は、質問順位7番。1、市内経済をどうするのか、

以上1件について、5番 鈴木 敬君。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） 政新会の鈴木 敬です。通告のとおり質問したいと思っております。

今回の私の一般質問は、市内経済をどうするのか、この1点だけです。

先日の議会全員協議会において、平成20年度の予算編成方針と題した資料が配付されました。家に持ち帰り、読んでみて、驚いてしまいました。端的に言って、状況認識が甘いので

はないか、特に下田の市内経済についての認識が全く語られていません。アメリカで起きたサブプライム問題が世界的金融危機をもたらし、世界同時不況に突入しつつあること、それは日本経済をも直撃し、景気は長期後退局面に入り、経済不況が長引くであろうと予測されること、そして不況は税収の落ち込みとなり、地方交付税のより一層の削減という形で地方自治体に深刻な影響を与えてくるだろうと、これらのことの意味するものを十分に認識しているとは思えません。

確かに、平成21年度予算編成方針の中で、国からの交付税が3.9%減らされ、県からの補助金も12%削減され、歳入全体では対前年比2億円の減収となることが表記されております。

一方、歳出のほうでは、1市3町の合併推進に伴う支出増が予定され、合わせて約3億円の財政不足が生じるだろうと見込まれております。

しかし、このような事態から導き出される方針は、相変わらず全身全霊を傾けて財政健全化に取り組むことであり、平成22年度末までに市債残高を200億円以下とすることが大目標とされています。

借金返済がすべて主義です。財政健全化至上主義です。最大で250億円にも上る下田市の財政規模からいったら、膨大な借金を引き継ぎ、市が破産しないためには借金返済に全力で取り組まざるを得なかった市長の立場はよく理解できますし、結果として借金総額が200億円を切ることが見えるところまで持ってこれたのは、これは大きな政治的成果ではあります。

しかし、それで市の財政はどこまでよくなったのか。相変わらず、当初予算作成時には3億円足りないだと言っています。支出をできるだけ合理化し、無駄を省き、切り詰めていっても、その分以上に入ってくるお金が減ってしまっただけは、つまり税収が少なくなってしまうのは財政は好転しません。

小泉構造改革による三位一体の改革以来、地方自治体は大きな変革を迫られ、財政的負担を強いられてきました。それでも、全体の景気がよいうちは将来に期待が持て、負担にも耐えられるのですが、世界同時不況などという100年に一度くらいの経済的変動に見舞われてしまうと、何もしていないでいると小さい自治体など吹っ飛んでしまいます。

国でさえも、緊急経済対策として補正予算を組み、さらに生活対策を発表し、定額給付金の発行や住宅ローン減税や道路特定財源の一般財源化に伴う1兆円の地方配分や、高速道路料金引き下げ等々、さまざまな経済的支援策を講じようとしています。平成22年までに、プライマリーバランスを黒字にするんだという財政基本政策を棚上げし、赤字国債の追加発行も辞さないぐらいの決意もうかがえます。もっとも、それがよいか悪いかはまた別問題では

ありますが、とにかくこの事態に国としても2次補正予算も視野に入れながら、全力で経済を支えようとしております。

下田市のような小さな地方自治体は、5年以上にわたる戦後最長と言われた好景気の時代に、目に見えるような恩恵に預かれなかったが、不景気になればその影響は直ちに及びます。景気は市民生活を直撃します。しかも、今度の不景気は地球規模でやってきます。小さな地方団体であっても、やらねばならないこと、小さな地方自治体だからこそできること、そのような経済的施策は必ずあるはずです。

ところが、平成21年度予算編成方針の記述の中には、そのような積極的な経済施策はない。あるのは財政健全化という言葉です。一体、財政健全化とは何でしょうか。私には、市役所のための財政健全化であって、それがイコール市民のための財政健全化になっているのかどうか、疑問に思うところもあります。

市民は、財政健全化という名目で国保税の増税や下水道料金など、各種使用料金の値上げなどを負担してきました。一方において、市民は財政健全化による行政サービスの充実という恩恵を受ける権利もあると思います。行政サービスは、主に社会保障的なものですが、市民が経済生活を営んでいく上での経済的施策も、また主要な行政サービスであると思います。

常々、市長は各種経済活動においては、それぞれの事業者の自助努力が第一であり、その上でしっかりした事業計画が出れば、市としては支援しますという言い方をしてきたと思いますが、下田市の経済の現状はそのような自発的な自助努力がなかなか表に出てこない、そのような状況にあります。現状維持がやっとで、積極的に設備投資や新規事業計画を立てるなんてとんでもないという状況です。市に何とか頼もうと思っても、どうせ「金がない」の一言で片づけられるのではないかと脱力感、あきらめのムードさえ漂っています。そんな状況にあって、事業者からの申し入れがないからといって、市は何もしなくてもよいのかというと、それでは市内経済は完全に沈没してしまいます。この辺のところには行政と経済との関係の難しさはあると思いますが、しかし行政が指をくわえて見ていることは許されません。

そのような観点から、もう一度、平成21年度の予算編成方針を見てみると、後半部分、予算編成についてという文章に愕然とします。そこには、新規事業や市単独事業を押さえ込もうという意図が貫かれております。経済状況の変化は考慮されているようには見えません。念のために、前年度の予算編成についてを見てみると、三、四カ所、ちょっとした書きかえがあるだけで、あとはそっくり同じ文章となっている。そのさらに前の前々年度の予算編成についても、そっくり同じような文章でした。予算編成の基本方針が何年も継続することは

あり得ますが、そっくり同じ文章というのはいかなるものかと思えます。何よりも、サブプライム問題の前と後で世の中が変わってしまっているという認識がない。時代の変化に気づくことなく、漫然と取り組んでいるのではないかと思われかねません。

これから本格的な不景気が、長期の経済不況が下田を襲ってきます。戦後最長の好景気と言われた平成景気の時代にも何らそのメリットを血とし、肉とすることができず、観光客のニーズの変化に対応できず、生産流通システムの激変にも取り残され、少子・高齢、人口減少社会の急激な進行に見舞われている下田市には壊滅的な打撃となるかもしれません。

そこで、市長にお聞きします。

第1点、世界経済の現状をどのように認識しておりますか。

第2点、下田市の市内経済をどのように認識しておられますか。

第3点、これから先、市内経済はどのようになっていくと思えますか。

第4点、行政のすべきこと、できることは何だと思いですか。

以上で主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁をお願いいたします。

市長。

市長（石井直樹君） ただいまのご質問、主旨質問ということで、最後に4点ほどまとめて市長の見解というご質問であったと思います。

ただ、今の主旨質問の中で1つだけちょっと気になったのは、市が取り組んでいる財政健全化、これが役所のための財政再建であって、イコール市民のための財政健全化になっているかどうか疑問に思うという、この辺はちょっと私は気になりました。

市の財政健全化というのは、あくまで市民のために、ニーズにこたえるような財政基盤をつくっていくというような努力を何年もかかっているわけでありまして。それが市民のためじゃない、役所のためだというのは、ちょっとその辺の見解が、また後から少し議論をしたいというふうに思います。

1点目の世界経済の状況という大変大きな問題点投げかけられましたが、私自身も大した経済人ではありませんから、世界の経済が認識どういうふうになっていると言われても、毎日読む新聞とかテレビの情報しか、なかなかわからないようであります。

その中で、よく言われているのは、1930年代の世界恐慌というのがありました。このときにも大変な動揺があったわけでありましてけれども、今回もやはり50年とか100年に一度という大変大きな恐慌であるという、まずこれは第1点、認識は当然だれでもしておるところだ

と思います。

それから、議員がおっしゃるようなサブプライムローンの問題ということで、アメリカ経済が大変減速をいたしました。特に、リーマン・ブラザーズの破綻ということが大変大きなニュースとして、リーマン・ブラザーズの問題がこういうことを引き起こしたというような流れもあったというふうに思います。ということで、米国発の経済破綻という問題が当然、日本も直撃をしております、毎日見ていると輸出産業等が大変な打撃を受けてきておるといものがわかります。

特に、自動車産業なんていうのはひどいものであって、仕事も今までフル回転していたものを休んでみたりとか、派遣社員はどんどんリストラしていくというような計画が出てきておりました。先ほどのニュース、また昼間見ておりましたら、ホンダがF1から撤退、40何年間ですか、世界のF1に参加していたホンダがそういうところまでお金が出せなくなったということで、撤退をするんだというニュースがちょうどお昼にやっておりました。そういうことは、何かひたひたと毎日毎日、この世界の経済状態というのが日本の経済を締めつけてきているというのは、何となくわかると思います。

それから、10月28日には日経の平均株価が一時7,000円台を割り込んだというようなことで、政府とか与党、市場と同じようなパニックに陥ったということもありました。ですから、一時はいろいろな個人投資家が株にいろいろ投資をしていた部分というのは、大変な個人的にも打撃を受けたんじゃないかなと思う、こんなふうに思います。こういうことが来年まで、もうずっと続くという予想は、考えられるというふうに思います。

それから、上場企業の会社が倒産を大変多くしてきました。これは当然、円高の影響というように、海外への輸出が大変大きな問題があったとか、不動産が全く動かなくなってしまったというような問題があるかと思えます。

それから、為替の変動ということで大変円高、今日のニュースでは1ドル92円45銭というような、ずっと95円96銭で動いていたものが、さらにまた円高になっているというようなことで、何か1日1日物すごい影響が出てきているのかなというふうに思えます。

こういうことを考えますと、世界の経済状況というのが我が国に、アメリカとかいろいろなところに依存していた輸出産業なんかの影響を受けると、大変、下田にはそういう大きい企業はないんですが、そういうものが徐々に時間をかけて、少し下田のほうにも圧迫してくるのかなというふうに思えます。

それから、こういう状況になりますと、いわゆるファンドという投資会社がどんどんだめ

になっていきます。そういうことになると、当然のことながら、下田あたりでちょっと考えると、やはりそういう投資会社の東京あたりで働いているアメリカの方なんか週末、下田へ来ていたという方が、もうほとんどアメリカに帰ってしまって下田にも来れなくなってしまった、これは料飲店だとか、こういうところにはかなりの影響が出てきておるといふふうには見ております。実際に、そういう料飲店の方から大変な事態だよと、大変お金を使ってくれるアメリカの方々が本国へ帰ることになって、もう下田に来れなくなったというお話をして帰ったというような話を聞きますと、こういうのが世界の経済の中でも、我々は遠い話と思っていたのが何かもう身近に感じられる影響が出てきたのかなというふうに思います。

ですから、こういうファンドが動かなくなってしまったということは、やはり日本に対する大きなお金がまた入ってくるものがなくなる、買収とか、いろいろな形でだめになったところをまた生き返らせるという動きがなくなってきているということが1つ出てきているのかなというふうに思います。

そうしますと、いろいろな面で投資をしている人たちが、自分たちが投資をして何とかもうけていこうとしていたものをこういう状態になると、そういうお金を返してくれという動きが当然出てきます。もうこれでは怖いから、投資金額を返してくれというと、そのファンド会社は当然今度は株を売却してお金にかえて返さなければならないということで、これがさらに株価を落としめるといふようなものにも影響がつながってくる、こんなふうな考え方があるのではなからうかというふうに思います。

ですから、世界の経済状況というのが今言ったように、私どもはそういうものでしかわからないんですが、現実、毎日のニュースを見ていますと、いろいろな企業等に大きな影響がどんどん出てきているということも認識はみんなて共有しなければならない問題であろうかと思えます。

2点目の下田市の市内経済をどのように認識しておりますかということにつきましては、そういう一気に影響が出てくる企業とか、そういうものはないわけですから、例えば関東自動車なんかモリストラがあって、裾野市なんか大変ですよ、そういうようなことが出てくる。そうすると、そういう方々がそこで働いて地域にお金を落とすとしていたものが落ちなくなる、これはすぐに下田には当てはまらない状態であろうかと思えます。ですから、大きな動きの中で、先ほど言ったような外資系の方々の影響はあったんですが、経済の影響からすれば、今の状況から、これから来年にかけては徐々に徐々に徐々に悪くなるとは全く予想はしてもいいのではなからうかと思えますが、一気に大量のリストラという問題が出てくるとか、

一気にだめになるとかというようなものではなくて、じわじわという波が押し寄せてくるとい認識を持っていれればいいと思います。

これから先、市内経済がどのようにになっていくのかということも、今言ったように決して下田の市内経済というのは今までよかったというわけではないです。やはり常に大変だ、大変だという思いをしながらやってきました。ですから、先ほど議員がおっしゃったように、市長は今までそれぞれの自助努力をしなければだめなんだよと言ってきた。これがまさに、こういうときのためにふだんからやっている努力が力を蓄えて、何とか乗り切れるというところでありまして、またこの伊豆管内におきましても、そういうところで努力をしている、立派にこういうときでもお客様がとれるホテルとか旅館とか、そういうところもあるわけなんです。

ですから、ただ世の中がだめになったから、おれたちもだめになるという悲観的な考えではなくて、やはりそこに創意工夫があって、少しぐらいの波が寄せてきても大丈夫だよというぐらいのふだんからの努力をしてくださいというのが今まで私が訴えてきたことでありますから、その辺はぜひ理解をしていただきたいというふうに思っています。ですから、市内の経済も同じように少しずつは、これからはその影響が出てくると。

ただ、観光地として生きている下田でありますから、その辺が国内旅行の形態がどのように変わっていくかということは、これからの努力にもかかってくると思います。大きなイベントやお客さん呼んでいるわけではないです。やはりこの自然のよさとか、おもてなしとか、おいしいものが食べれるとか、まち歩きが楽しめる、こういう政策で観光を売ってきた下田ですから、逆にこういうときにチャンスとしてとらえられるような発想というものを町中でみんなで考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

行政のすべきこと、できることは何だというようなことでございますけれども、それにつきましては先般、ほかの議員さんからも問いがありましたように、まずは市のほうではできる経済支援ということはやらさせていただきました。小口資金の上限というんですか、2.5%までという網かせをまず撤廃をさせていただきました、1%の利子補給をすぐやりますと、こういう形で2年間に分けて600万ぐらいの利子補給の予算化を考えておるといようなことで、早急にやらさせていただきました。こういう形で、すぐに申し込みがあれば、今金融関係と近々話し合いをして、今月の16日ぐらいからこの窓口をスタートさせていくといような準備を担当課はしていると言っていましたから、そういう形で取り組んでいきたいと、こんなふうに考えております。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 1時59分休憩

午後 2時 9分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、5番 鈴木 敬君の一般質問を続けます。

5番。

5番（鈴木 敬君） 本来、政新会は土屋雄二君と私と各定例議会、順番に一般質問をすることにしております。本来は、この12月議会は土屋雄二君の順番で、彼に一生懸命やってもらうということだったんですが、余りにも世界の経済状況が急変して、それがこれから下田の経済を直撃して、これからますます下田の経済が悪くなるだろうということが予測される中で、21年度の予算編成方針が出されまして、本当にこれでよいのだろうか、下田のまち、このままで対応していけるのだろうかと思いました。

今発言しないと、3月の議会、私の順番になりますが、遅いだろうと、今発言しなければいかんだろうというふうな思いで、やむを得ずというか、質問に立ったわけではありますが、そのような私の危機感ですか、これからどんどんどんどん下田の状況悪くなっていくよというふうなところに対して、市長の今の答弁では、市内経済、直接的な影響を受ける企業はないよと、じわじわくるだろうが、このような世界同時不況によって会社がつぶれたりするようなことはないよというような答弁で、やはり私の危機感とちょっと違うなというふうな、危機感が足りないと言ってはあれですけども、状況認識が甘いのではないかというふうな気がします。

そこで、再度その状況認識について、市長にまずお尋ねします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 確かに、この予算編成の中で、市内経済の問題に特に触れていないということで、急遽、議員が今回質問に立たれた気持ちはよくわかります。

しかしながら、この下田という一地方の公共団体が、その力で市内経済にどれだけの今影響を与えられるかというようなことも、なかなか難しい問題であろうかというふうに思います。

例えば、近隣のまちとか、そういう中で大体同じような産業構造形態の地域であります。こういう中で下田市だけがめっちゃくちゃ落ち込んだとすれば、これはもう何らかの形を庁内挙げて検討しなければならない。その原因が何なのかということも突きとめなければならないということはあるかと思いますが、今現在は世界的な経済不況の影響ということでありますから、今まで取り組んできた下田の市政というのをこれによって大きく変えるという問題ではなかろうかというふうに思います。我々、今世界に目を向けての政策を打っていくわけではなくて、やはり国内の中でどれだけ下田の観光が生きていけるかということを含めて今まで努力してきた経過がありますので、今この自治体でできる経済政策というのが何なのかということを含めて急を探るということは、大変難しい状況であります。

ですから、とりあえずは中小企業の方々が例えば資金繰りの問題であるのであれば、このような今まで2.5%以上でなければ利子補給ができなかったものを、それを撤廃をさせていただきました。ですから、もうお金を借りれば1%は補助するという形のものを緊急対策として今打ち出したわけでありまして、そういう予算措置もさせていただいております。

この財政健全化というのが、とりあえず今必死になって我々がやっていくというのは、当然これは今やらなければ将来絶対禍根を残すということで、徹底的にやろうというのが常日ごろ言っているように私の姿勢でありますから、市民から何を言われようが、議員さんから何を言われようが、とにかくここだけは今やらなければ絶対できないという思いでやっている、それが借金を減らすことによっていろいろな例の繰上償還のこともできるようになりました。これだって大きな市民に対するプラスになっているわけじゃないですか。

これ今度、3月にまた残り16億円ぐらいのものをやりますけれども、これだってしっかりした金融機関の入札があるわけですよ。それで、さっき言ったように当然、銀行もファンドが大変壊滅状況の中で、ファンドというのは先ほど言ったように投資家からとか、あるいは銀行から金を借りて金を回してきたという部分がなくなりますよね。そういう中では、当然のことながら銀行だって借りるところがなくなれば、これは借りてくるところがあれば競争になって突っ込んでくる、こういうことを逆にチャンスとして、我々はいかに安い金利でこれを繰上償還できるかという、逆にこういうものをチャンスとしてとらえるべきであろうかというふうに思っています。

下田市の財政が、本当にいつ破綻するかわからないなんていうような気持ちで、市民が頑張らなせんよ。だから、我々は絶対破綻をさせないということで、今、市民の方々にはいま少しですけれども、我慢をしてくださいと、必ず好転しますという思いを伝えながらやって

いるわけですから、これが行政の責任でありますし、またそれを支えてくれる議会の責任というのでも理解をしていただきたいと思いますというふうに思います。

この予算編成をする前に、毎年大変苦勞をしているのは事実です。いつもお金が足りない、お金が足りない、これ何とかしようということは事実であります。その中で、先ほど議員が言われたように、国はそういう中で赤字国債まで発行して、これをやろうじゃないかと言っている、そんなことはこういう地方の行政なんかじゃできませんよ。それをやったら、今やっていることがまた元に戻ってしまうということになるわけです。

ですから、国のように赤字国債は発行しません。それから、国民に格好よく振る舞うようなことはできません。そういう中で、世界がこうだから、今国内がこうだからって、そんなことにふらふらしながら行政運営をすることはできないわけなんです。しっかりと地に足をつけて、この地域の皆さん方の住民要望にこたえられるような予算措置をしっかりとしたいというのが今回の予算方針、これはだから今までと変わらないというのは、そういう部分があるということの理解をぜひしていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） まず、地方自治体でできることはそんなにはないというふうなことでした。緊急融資ですか、利子補給の枠を、2.5%の枠を取っ払うというふうなことからやっていますというふうなことでしたが、昨日の一般質問で同僚の土屋雄二君が言ったのは、要するに喜多方市にしても、島根県の海士町にしても、首長みずから率先して新しい事業展開、新しい市内経済、町内経済のために企業誘致等々、率先して取り組んでいると、動いているというふうなことを問いかけたわけです。

市長ができることがない、私にはわからないというようなことは、それは市長の責務を放棄しているんじゃないのか。市長は、この経済状況の中で市ができることは何なのか、やらねばならないことは何なのかというふうなことを探る、そして市民に提案していく、それが市長の務めではないのかというふうに思います。

そこについてのもう一度、市長の見解をお聞きしたいと思いますが、同時に財政再建、借金を減らすこと、これは非常に大事なことで、物すごい強い意思でなければできないというふうなことにおいては、市長のこれまでのやり方については私はある意味は尊敬をしております。揺れることなく、借金返済に邁進してきたというふうなことは高く評価してもよいと思います。

しかし、それによって市民がかなり負担している。例えば、繰上償還ありました。それは

下水道の値上げ、水道料金の値上げという形で市民の負担となってはね返ってきているわけでありまして、そのような負担に耐えて財政再建のために協力してやってきている。

そのような中で、市民の生活がどんどん財政健全化という名目で税の負担は増えるけれども、市の経済はなかなか振興していかない、再生していかない、生活がどんどん苦しくなるというならば、市民生活そんなに負担に耐えられませんよ、やっていけなくなります。そうであってもよいのかというふうなことを絶えず問うているわけなんですよ。

財政健全化が市の財政のためのものであって、市民の財政健全化になっていないんじゃないかというふうな問いかけも、そのような形で市の財政が健全化したときに、じゃそれが市民にとってどのようなメリットとして、どのような恩恵としてはね返ってくるのかというふうなことが見えていない、そこが問題ではないのかというふうに思っています。おれはこれだけ市のために協力して頑張っただけで負担もしているんだと、じゃ市のほうも自分たちの生活がよくなるための何らかのことをやってほしいというふうな思いはあると思います。

それは市長が言うように、国がやるような、そんなふうないわゆるばらまき国債、赤字国債とか、そういうふうなことはできません。地方自治体にそんな力も権限もないです。でも、できることはあると思います。そこを何とか探ってもらいたいというふうなこと、そこに行政のやるべき任務があるのではないのかというふうなことです。そこについてのもう一度、市長のお考えをお聞きします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） ですから、庁内で緊急対策会議を開いて、皆さんから意見を聞いて、何を今の段階でできるかというのは、小口資金を皆さん方が使いやすいものに変えようということ、まずそれはやったじゃないですか。だから、何も考えていないんじゃないかと、できるところは今そういうことをまずやろうということなんですよ。

あとは、市内の皆さん方がどういうふうなものを求めてくるか、これはまた議員さんたちがそれぞれ市民の方からこんなことを求めているよ、何とかしてよという要望があれば、これはどんどん伝えてくださいよ。そういう中で、できる、できないははっきり申し上げれると思います。

ただ、先ほどから言っているように、まずはこの下田の財政状況というのを常に皆さん方にはお知らせしていますし、議会の中でも追及がありますからやっているんですが、この賀茂郡の中で下田の19年度の決算が終わった中での早期の健全化の基準というのは、全部クリアはおかげさまでできていますよね。だけれども、ほかのまちと比べれば、決して下田がい

いわけじゃないじゃないですか。これがやはりいろいろな問題点で、市民の中にも下田は借金が多過ぎて、今回の合併でも大変いろいろなことを今まで言われ続けてきたと、閉塞感があるわけじゃないですか、こういうものをとにかく払拭するというのが行政の責任なんですよ。だから、ほかのまちと比べても、下田にいてよかったというものにしたいという中が、この行財政の改革であります。

でも、今やっている中であっても、やはりこの地方債の残高というのは、下田が一番図抜けて多いわけじゃないですか。だから、こういうものがあるために、住民サービスも少しおくれてきているというものがある。でも、そういう中で努力をしてきたから、この19年から21年度にかけての時限立法の中で、ああいう繰上償還をできるという自治体として国から認められたわけじゃないですか。これ何もやっていかなかったら、こんなことはできませんよ、下田市が幾ら手挙げたって、おまえらみたいな何も努力していないところだったら国は認めないですよ。

だから、昨年12月に総務大臣から、下田市はオーケーだという中の1つのクリアしなければならぬ中に、下水道の料金を全国平均並みに持っていきよと、下田の場合安過ぎるよというような指摘があった中で、これは皆さんにご理解をいただきながら、それをクリアしたおかげで何とか今この繰上償還ができる。この3月に本当に大きなお金が出る、16億円ぐらいこれやりますよね。そうすると、本当にこれから下田市が借金の利息として負担しなければならなかったものが、この結果によっては7億円ぐらいの利息が削減できる、これはもう市民にとって大きな還元できる行政の努力じゃないですか。だから、こういうことを計画的に我々はやってきたから、やはりこういう結果も得られる、これは目に見える数字ですよ、はっきり言って。

確かに、企業誘致も大事です。これもあるんだけど、こういう努力をしてきた中で、現実に7億なんてどうやってお金集められますか。こういうものを下田市が払わなければならなかったものが払わなくて済むという、こういう大きなメリットがあるということも努力の一つだというふうに思わなければならないし、これまだこれから報告義務と履行義務、この数値をいわゆる実質公債費比率だって上げちゃいけないわけじゃないですか、基準以下に。こういうことだって努力をしてやらなければならない、こういう国に対しての報告義務と履行義務というのが下田市には課せられているわけですよ。だから、こういうことを基準として行政運営をしていくつもりでやっております。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 何回も言うんですけれども、財政再建するために一生懸命頑張ってやっている、支出も抑えている、市民に負担していただいて、できるだけ切り詰めていくというふうなことで何とか借金を返済していくということで、財政を健全化に持っていかうというふうな思いはわかります。

しかし、現実として、確かに繰上償還等々において、そういう状況が得られるくらいまでいったのかもしれませんが、しかし市民生活、それによって市民の経済的なインセンティブ、何か事業をやろうというふうな、そういうふうなのは全然もうしぼんじちゃって、押さえつけられちゃってというところもありますし、市民の経済に対する取り組み方の積極性というのが、もう大分押さえつけられているというふうなところもあります。

一生懸命、財政再建に取り組んできましたが、市町の指標というのを見ましても、標準財政規模、下田市、静岡県の中の23の中では一番小さいわけなんですけれども、財政力指数も0.56、静岡県の中で一番悪いというふうな数字があります。経常収支も87.8、これ18年度です。19年度では90.5%、これも静岡県の中の一番悪い。人件費の割合、これは下田市が24.4%になっています。これも18年度のやつですけれども、南伊豆町は集められる町税よりも人件費のほうが多いよなんていいながら、南伊豆町の人件費は23.4%、下田市よりも低い、下田市の財政、人件費の割合もそうですし、職員の数も下田市、1,000人当たり9.3人、これは静岡県の中でも5番目に多いというふうなことで、行財政改革一生懸命やっても、なかなかそれで市がよくなっていかないというふうな実態が一方においてあります。

一方においては、市内経済がどんどんどんどん悪くなっていく、交流客数も横ばいですが、漸減です。18年、19年度330万前後ですけれども、少しずつ少なくなっています。宿泊客数、若干ふえたり減ったりしていますけれども、そんなに大きくなっていかないというふうな中で、市内経済がどんどん落ち込んでいるというふうなことがあります。本当に今のままの方針を貫いていって、下田市の市民生活、下田市の人々は本当にそのような姿で下田市にられるのかどうなのかというところまで心配せざるを得ないような状況にあります。何とかしなくてはいけないのではないのかなというふうに本当に思っているわけなんです。だんだん力もなくなってききましたので。

私がこの間ずっと言ってきたのは経済対策、要するに市長にもう1回認識してもらいたいのは、世の中は物すごく変わってきているということなんです。世界同時不況の中で、世界経済もどんどん変わってきていますけれども、日本の社会の仕組みもどんどん変わってきている。これは生産、流通の仕組みから社会政策まで、少子・高齢化まで、いろいろな仕組

みがどんどん変わってきている、観光の仕組みもどんどん変わってきている、観光客のニーズも変わってきている。

そういう中で、観光地下田として下田が生き抜いていくためには、何をすればいいのか、そういう意味での経済的な施策、ただ口で観光立市、観光立市と言ったって、何もそれで観光地としての魅力が増すわけでもありません。いろいろな社会が変わってきている中で、その社会の変化に対応するようなさまざまな仕組みをどうやってつくっていくのか、そのために経済的には何をすればいいのかというふうな視点からの政策を立て、取り組んでいくことがない。あくまでも、花づくり、花のまちだとか、そういうふうなイベントは一過性のものです。それによってお客さん集めることはできますけれども、一過性です。

ですから、本当に市の生き抜いていく、これから観光地下田という生き抜いていくためのシステムをどうやってつくっていくのかというふうなことを一方にやって、それと緊急的な目先のさまざまなイベント的な、あるいはそういう融資的な、そういうふうなのとさまざまな施策を組み合わせるということ、両方やらなければならないんですが、とにかく基本的な下田のこれからどうやって生きていくのか、そのために何をなさねばならないのか、何をなすべきなのかというふうなところのことが今まで全然ない。産業政策としての政策がないのではないか、例えば農業をどうするのか、漁業をどうするのか、観光業をどうするのかというふうなところの方針と、それに向かってどういうふうにしていくのか、そこら辺のところ、そこら辺のところが明確な形で出されていない、そこが一番問題であるのかなというふうに私は思っております。

前回の一般質問の中でも、提案しました農山漁村交流プロジェクト、ああいうふうなのは、要するにそういうプロジェクトに取り組むことによって、農業とも、漁業とも、宿泊業とも、交通業とも、いろいろなところとの連携体制をつくっていくことができる。その中から、下田の観光地としてのシステムをつくっていく、そのための具体的な取り組むべきイベントとしてそういうのを提案しているわけですよ、教育旅行もそうですよ。ただ、教育旅行が単に教育旅行としてあるのではなくして、教育旅行に取り組むことによって下田市のさまざまな経済、農業なり漁業なり、いろいろなものを結びつけていく、そういうものに持っていかないと……

議長（増田 清君） 3分前です。

5番（鈴木 敬君） 変わっていかないわけなんですよ。そこら辺の取り組み、それが決定的に足りない。そこら辺のところを何とかしなければいけないと思います。もう1回、市長

のお考えをお聞きします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） ちょっと質問のポイントがよくつかみ切れなかったんですが、前々から議員がおっしゃっているように、中期的な、あるいは長期的な観光施策というのをやっていくべきだということ、これについてはもういろいろな場面で、例えば下田の観光のあり方というのはどうなるか、これはやはり歩いて楽しいまちづくり、こういうもう方針というのは出してあるわけじゃないですか。

ですから、こういうことによって、今まで下田という知名度だけで来られた観光客が下田のおもしろさを知ってもらうには、やはり下田の中を実際に歩いてもらう、町中を歩いてもらう、あるいは自然のいっぱいのところを実際に触れてもらうということをやっているかなかったら、下田のよさというのは売れないよ。だから、滞在する時間帯を下田の中に増やしてもらうような観光政策、これを今までずっとやってきて、市民の方々はこれを理解して、自分たちでどんどんどんどんそういう仕組みづくりをやってるんじゃないですか。

それを議員は、商店街のリーダーですから、そういう面でそれが理解できていないというのは、ちょっと僕はおかしいと思うんですが、そういう面で皆さん方が理解をしているから、今回のミステリーツアーにしても何にしても、1つの形としてこういうことをやってみよう、町中に人を集めてみようという動きが1つの流れとして出てきているわけですから、これは1つの施策ですよ。

これを例えば、行政がどうこうしろということよりか、本来だったら商店街とか、あるいは観光協会とか、こういうところからこういうことをやりたいよというのがどんどん出てくるべき、それを何も考えずに、ただ市長におめえ考えろ、おめえ考えろということじゃないというふうに僕は理解しています。やはりそういうものがどんどんどんどん、自分たちがこういうことをやりたいな、商店街にだって言ったんじゃないですか、資金がここにありますよと、補助の制度があるんだから、商店街としてこういうことをやってもらいたいんだったら、この10分の10補助の事業を使ってやりましょうと。だから、どんどんそういうものを考えて計画を出してくださいよということをお願いしているのに、ちっともあれが出てこない。

だから、これを僕らは自助努力ということを行っているんですよ。自分たちでそういうことを考えて、敬さんにも何年か前に言ったんじゃないですか。そういうようなことをやっていただくということが行政も応援のしがいがあるんですよ。何でもかんでも行政が、あなたたちに任せるから国へ行ってこい、あれ行ってこいじゃなくて、そういうような市民のほう

からそういう動き。

だから、昨日の土屋雄二議員が言った海士町だってそうなんですよ。やはり今のことよりか、次世代に海士の町をどういう町にしようかということで市民がみんな一体化になって、行政と一緒に努力しているから、今みたいないい方向へきている、これが大事だと思うんですよ。今も大事だけれども、やはり次世代にどういうものにしていかなければならないかというのが我々の今責任だと。それによって、若い人たちがこのまちを捨てずに、ここで頑張ろうという気持ちが醸成してくると、こういう今まちづくりで頑張っていますので、ぜひ敬議員のアイデアとか、いろいろなものをどんどんまた別の場で提供してくださいよ。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 1点だけ言っておかなければなりません。10分の10の補助の制度があるまちづくり魅力ある商店街づくり事業、これ市内の香煎通り何とかしようということで提案しました。企画財政課に何回も行って、こういうふうな形でやりたいよというようなことを提案しました。でも、市の協力が得られませんでした。理由は、宗教施設がどうのこうのとか、あるいは同じ10分の10の補助事業使ってやるなら、もっとほかにやるのがあるんじゃないかとか、何かそういう理由で、香煎通りとしてはその対象が小さいんじゃないのかとかというふうな理由で協力得られませんでした。ちゃんと提案して持っていきましたよ。企画財政課のほうにも何回も行って、香煎通りの商店街の会長さんと何人かで何回も行って、申請書のつくり方等々もお聞きしながらやってきましたよ。でも、市の協力は得られませんでしたよ。理由は宗教施設がだめだと、宗教施設がだめなら、その宗教施設がだめなところへどうやって取り外して撤去して、条件に合うように持ってくるかというふうな発想の仕方は市のほうには全然なかったですよ、だめな理由は幾らでも言って、宗教施設がどうのこうのとか。じゃ、あの建物は、香煎堂、僕らは宗教施設だと思っていなかったもので、何とかクリアできるだろうと思ったけれども、クリアできる状況はどんな形であるのかの発想、そういうふうな形での協力というのは市のほうからはなかったですよ。

議長（増田 清君） 1分前です。

5番（鈴木 敬君） できない理由ばかり言われてね、というふうなことがありました。これはちゃんと僕は言っておかないと。

現在、香煎通りどうなっているのか、もうあれから全然モチベーションなくなって、今度街路灯を撤去しますと、その後はやりません、真っ暗になっちゃいますよ、あの通り。どんどん事業者が撤退して、もうあの通りとして何かをやろうという気持ちがなくなっちゃって

いますよ。街路灯取り外すというような決定をしたらしいです。そういうふうなところのこともあります。僕は、提案していないんじゃないかと、提案をしていますよ。そこは訂正していただきたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） その問題を蒸し返すとは思いませんでしたけれども、それはあの当時、敬議員が香煎通りの問題で補助制度を使いたいというお話がありました。

しかしながら、最初のあれは香煎堂の修復という計画から上がってきたものです。あれがそういう施設じゃないかという問題から始まって、せっかくこれだけの10分の10の枠があるのに、その部分だけじゃもったいないから、もっとというような話の中で、街路灯も取りかえようとか何とかって、だんだん最初の考え方から基本的な考え方がどんどん、その予算を取るためにこういうこともやる、こういうこともやろうというような話になってきた中で、せっかく下田市が使える商店街の振興のために使える制度、何十年に一遍しか多分使えないという中で、ここの香煎通りだけの、香煎堂の修復とそれだけじゃもったいないなという話になってきたら、今度は街路灯もかえちゃいましょうと。じゃ、その電気代どうするんだとか議論なんかしている中で、そういうちっぽけな通りの 申しわけない。だけの問題じゃなくて、せっかくの商店街の大きな補助制度として使われたらどうですかと、もうちょっとほかの考え方をつくってくださいよというのがあのときの結論じゃないですか。それはもう十分お話をして、この問題はまたいいじゃないですか、この議会の中でやることよりかは、また後で。

だから、やはり下田の中の敬議員が商店街のリーダーとして、商店会の会長としてやられるわけですから、それだったらあのときに言ったのは、各幾つかそれぞれある商店街の方々に諮って、何かその制度を使えるもので一本化ができませんかということを行ったけれども、それっきり話がないということですよ。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） あれはね、あの事業はね、ちゃんと商店会として諮って、ほかの商店会の方たちにも諮って、ほかにどういう計画があるのか。具体的に手を挙げてやろうとしたのが香煎通りで、そういう経過はちゃんと踏んでいます、商店会としても……

議長（増田 清君） 時間です。

これをもって、5番 鈴木 敬君の一般質問を終わります。

次は、質問順位8番。1、稲梓中学校と稲生沢中学校の統合問題について、2、国民健康

保険税 1 世帯当たり 1 万円の引き下げと子どもの無保険解消について、3、共立湊病院改革推進に関する答申書について、

以上 3 件について、1 番 沢登英信君。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信です。議長通告順に質問をさせていただきたいと思えます。

稲梓中学校と稲生沢中学校の統合問題について。

中学校統合問題については、議員からも、また稲梓地区の住民からも多くの疑問が出されております。そこでまず、この経過と内容について質問をさせていただきたいと思えます。

平成19年12月20日付の下田市立小中学校の再編整備についての答申について、まずお尋ねをしたいと思うわけですが、この審議会は18年8月、中間報告を出しております。稲生沢幼稚園を下田幼稚園に統廃合せよと、これがわずか19年4月1日から実施をせよと、こういう内容のものであります。議会は、この決定を突然で父兄や住民の意見を聞いていない、1年間延期せよと、こう決定をしたわけであります。

それだけにとどまらず、下田幼稚園への統合は、下田幼稚園に行く方、あるいは稲梓幼稚園に行く方、両方認めましょうと、こういう決定をしているわけであります。教育委員会は、この再編整備審議会の決定が大変立派なものであると、このような主張をされておりますが、中間報告そのものから大変大きな問題を抱えている審議会の答申であると言えると思うわけであります。

この答申におきまして、小学校は現状の7小学校体制を維持する、今後1校でも複式学級が生じた場合は校区を検討し、学校統合による再編を推進すると、こう基準を定めているわけであります。しかし、かつて大賀茂小学校におきましては、複式学級があったと思えます。

大賀茂区民の皆さん、小学校もなくさないで子供たちを増やそうと、人口を増やそうと、こういう努力を区民の皆さんがされてきて、これにこたえ、新たな小学校を建設し、今日複式ではない7校を残そうという結論に至っていると思うわけであります。地域の要望と熱意があれば、単純に複式学級になったから小学校を統合するんだと、この基準はかつての下田市や下田の教育委員会がとってきた方針とは違うと言えると思うわけであります。

そこで、教育委員会は平成20年3月25日、教育委員会の会議におきまして、中学校の統合を決めた会議の日であります。この基準について何ら問題にしていけないわけであります。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。この基準の運用については、住民の要望、意見を

十分に聞き、それを反映させて運用すると、こういうことが必要であると思います。また、この基準自身も問題があると私自身は考えるわけでありますが、その運用について教育長はどのように理解をされているのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

次に、中学校につきましては、3学級の学校において少人数による支障が教育活動に生じた場合は、市内4中学校体制を検討し、新たな中学校体制を構築をするとしております。中学校の時期は、多様な個性を持つ生徒同士のかかわり合いが必要なこと、教育の配置、部活の選択肢をふやすためにも、それを改善するには統合しかないんだと、こういう結論づけをしているわけであります。少人数による支障が生じたという具体的内容は何があったのか、中学校においてですね。稲梓中学校において何があったのかお尋ねをしたいと思います。また、稲生沢中学にあって何があったのか。一クラス何人をもって支障が生じるというような基準をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

この答申の適正な学習環境のことをうたっている項目では、各地域に学校が存在するほうが望ましいと、こう結論づけております。しかし、学校としての機能を十分発揮できない状態があっては、学習環境も改善をしていく必要があると、こういう二重構造の文章になっているわけであります。

そこで、さらに通学における時間の問題、通学の交通機関の問題、親の負担の問題、統合する前よりも、これらの条件が当然学習環境の条件の大きな1つだと思えます。子供たちが通学できるかできないか、こういうことにかかわる問題が教育環境が以前よりもより改善されている、時間も短くなる、費用負担もかからない、子供たちも納得している、こういう条件がどう実現がされているのか、されないのか、お尋ねをしたいと思います。

具体的には、再編の答申案は生徒や保護者、地域住民の理解を図ることという条件をつけております。どのような理解を図ってきたのか、これができたと考えているのか、地域住民の皆さんは賛成は6%強しかない、こう言っているわけでありますので、5割近くの地域住民は反対だと、しかも父兄においても同様な傾向が出されているわけであります。

次に、生徒や保護者の過重負担とならないように、こういう条件もつけております。バス代が高くなる、あるいは時間が多くなる、自転車で通学できたものができなくなると、これらはすべて過重負担であると結論できると思うわけでありますが、どのように理解をされているのか。

さらに、両校のよさを共有し、生徒交流などを進めると、両校のよさをつくるんだと、これが今どのように進められているのか。そして、なおこの中学校だけではなくて、両地域の

小学生も含めた交流事業をやろうと、これは大変必要なことであると私自身も思うわけであり、統合があろうとなかろうと、こういうことは進めていく必要があると考えるわけですが、バスケット部等におきましては既に稲生沢中学と稲梓中学の子供たちが交流しているということも聞いておりますが、さらにこれらを進める計画がどうあるのかお尋ねをしたいと思います。

さらに、統合準備委員会と地域住民との関係はどうなっているのか。統合準備委員会は、ただ結論を出しさえすればいいのかと、前の経過からいきまして住民の意見や住民の納得を教育委員会は十分に得てこなかったという、この反省をぜひしていただきたいと、こう思うわけであり、この点はどうか。

さらに、大きな2点目としまして、平成19年3月25日開催の下田市教育委員会定例会におきまして、議第10号 学校再編整備審議会の答申における稲梓・稲生沢中学校統合による新中学校創設について、これを承認しているわけです。私は、この承認は無効であると、こう思うわけであり、

なぜ無効なのか、その第1の理由は、会議録に内容が記載されていない、これは土屋誠司議員から指摘をされているところであり、事務局の責任だと言っておりますが、まさにこれは事務局ではなく、教育委員そのものの責任であると、教育委員会そのものの責任であると言えるのではないかと思います。その責任を、まず明確にすべきだと。明確にすれば、この承認が無効であるということは明らかであると思います。

次に、3月以前の12月にこの答申が出されましたから、1月、2月にそれぞれ稲梓地区で4回、稲生沢地区で4回、小中学校のPTAあるいは区長さんたちに説明会を持ったと、こう言っているわけであり、そして、その総括はどうまとめたかといいますと、住民は納得していないが、仕方がないと言っていると、こう総括できると、こう言っているわけです。そして、この結論がいつの間にか、住民は大多数が賛成をしていると、こういう結論になっているわけであり、

さきの区長会、10区の人たちが集まって説明して、多くの区長さんが反対を表明した。ところが、次の日に箕作の区長さんがお一人、教育委員会に見えて、しょうがないなという話をしていったと、交通等の条件を整えばしょうがないという話をしていったと。それを理由にして、住民の多くが納得をしていると、まさに事実誤認の上に、教育委員の皆さんが承認をしたと、こういうことが言えると思うわけです。事実、誤認の上に承認をした、この承認の結論は破棄をしていただくしかない、承認の名前に値がしない、こう思うわけであり

ます。

次に、第2に、統合に当たって文部省の通知、昭和48年とあります。教育委員会もこれを引用しているところではありますが、公立小中学校の統合については国の基準、指導に照らして決定しなければならないと思うわけではありますが、教育委員会の委員の皆さんは、この指導に照らして決定をしたとはとても思えないわけではありますが。国の指導の適用状況は、その第1は、通勤距離及び通学時間に無理のないようにしなさいと、こういう指導をしています。第2は、地域住民の理解と協力を得ること、第3に、生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題を考慮すること、この3点すべてが私は考慮がされていないのではないかと、考慮されていたとしても、事実誤認の上に間違った考慮をしているのではないかと、こう思うわけであります。

稲梓地区の住民の多くから、統合反対ないし時間をかけよと、統合案に疑問を表明されているわけであります。これをどうお考えなのか、教育委員会としてどう対応されるのかお伺いをしたいと思います。

具体的には、やはり住民投票あるいはアンケート調査、子供たちの意向調査など、その実態を住民の意向をきっちりと把握するということが全くなされていないわけですから、このことをするということが今早急に求められていると思うわけであります。そういう観点に立てるかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、平成元年には稲梓中学3クラス118人の生徒がいらしたと、平成19年は3クラス63人、今日、平成20年では3クラス57人になったと。しかし、平成21年に3クラス66人、22年度には3クラス57人、23年には3クラス61人と、これは教育委員会自身が出した資料によりますが、こういうことになっております。まさに、安定した人員であると、子供の数は低いけれども、安定した人員であると言えると思います。今こそ、生徒をふやす最後のチャンスだと、そういう時期だと思うわけです。少子化に挑む取り組み、新たなふるさとづくりが求められていると思います。この点について、市長の所見をお伺いをしたいと思います。

4点目として、この統合を推し進めることは、住民の中に現在でさえ対立を持ち込んでいます。父兄でも賛成の人、数は少ないですけれども、反対だと、こういう状態に立ち至っていると思います。教育委員会と地域住民が対立をするような、このような状況は推し進めてはいけないと思うわけであります。教育に対する不安と格差を広げると、稲梓地区の子供、父兄への格差をです、虐殺を広げるとい、こういうことになるわけですから、この問題をどう解決するか、一方的に推し進めればいいのかではなくて、どう理解を求めるか、

妥協点を探るかということが求められていると思うわけであります。

次に、統合が子供たちの教育にプラスになるよりも、むしろマイナスになるのではないかと、こういう疑問を持たざるを得ないわけであります。大勢の生徒に接する、球技ができるようになることはプラスの面と言えると思いますが、マイナス面はきめ細かな指導が難しくなる、17人の先生が11人で対応することになるわけであります。学校と家庭の関係も希薄になりかねません。また、今日大変な問題になっております非行やいじめなどが起きたときも、遠距離の場合には手を差し伸べることが難しくなると、だれでも明らかなことであると思います。通学が困難、自己回避ができないなど、子供のことを本当に考えているのか、この計画は、こう思わざるを得ないわけであります。適正規模以下だから、何が問題なのか、今までの問題にどう対処してきたのか、今までの担当教師の努力をどう評価されているのかお尋ねをしたいと思います。

学校をなくすことは、集落やコミュニティの崩壊につながると思います。地域社会の荒廃という取り返しのつかない事態を招きかねません。そこに学校があるから、地域に残って子育てができるという点で、地域を維持するために欠かせない施設であると思います。多様な子供と接することができないなどのデメリットは、合同授業を行うなどして補い、学校を維持する自治体もあるわけであります。この点については直ちに実現をすべきだと、統合まで待てとかいうことではなく、現在の稲梓中学3年生、つきましては男子が4人、女子が11人だと言っているわけですから、この子たちにどういう手を差し伸べるのかということが統合より以上に緊急に求められている教育委員会への課題ではないでしょうか。この点をどうご理解されているのか、お尋ねをしたいと思います。

第7に、経済的な面からも、学校をつぶすなという主張は道理があると思います。地方財政のことを心配して、市もお金がないから仕方がないという人がいるかもしれません。実は、教育にお金をかけることは市の経済にとって大変効率的なことであります。学校があれば、定期的な修繕などが必要です。その仕事のほとんどは地元の中小的企業の皆さんが担当する、発注されるということになります。先生がいれば、地元でお買い物をするということにならざるを得ないと思うわけであります。公共投資より、公教育のほうが経済的波及効果が大きいというのは、まさに自治体経済における常識であります。今日の経済不況の中で、学校をつぶすと、なくなすということは、経済対策の面からおかしな行政だと言わざるを得ないと思います。

次に、国民健康保険税1世帯当たり1万円の引き下げと子どもの無保険解消についてお尋

ねいたします。

アメリカ発の今日の金融危機は、100年に一度の危機と言われております。世界経済に大混乱を引き起し、日本経済にも深刻な影響を与えております。金融自由化と規制緩和を進め、ばくちのような投機マネーに狂奔する今日のカジノ資本が破綻した結果であります。今、景気悪化を理由としました大規模な首切り、雇いどめ、中小零細企業への貸し渋り、貸しはがし、これで倒産に追い込まれる事態が進んでいるわけであります。

このような中、政府は財界に対し、首切り中止や賃金の引き上げ、貸し渋りの改善などを求める経済対策を発表しました。このような事態に対し、下田市の現状をどう認識し、どのような経済支援対策を検討されていたのか、まず市長にお尋ねをしたいと思います。

次に、具体的経済生活支援の1つとして、国民健康保険税の1世帯当たり1万円の引き下げを実現をされるよう要求いたします。そして、少なくとも年度内に1万円の税額を余分にとっているわけですから、お返しをするということを実現する必要があると思います。

国民健康保険事業は、病気、けが、出産、死亡に対する社会保障制度であります。所得の少ない退職者や農業、漁業、あるいは零細商店主の皆さんが加入しております。下田市では7,375世帯、1万3,447人が加入をしており、医療給付費は21億4,000万円程度となっております。この税の滞納額は4億8,141万円、これも高い国保税が収入未済額をふやし、21%の方、約1,540世帯が滞納しているという実態になっております。これも、平成16年に国保税を13%、17年に8%値上げされ、今日、診療報酬支払基金は平成19年度末現在で1億79万円にも達しているわけであります。そして、平成20年度においても、少なくとも9,000万円余りの黒字が予想がされます。これも当初、医療費の6%の伸び率で予算を組みましたものが3%以下の推移をしているからであります。9,000万円のうち、7,400万円を使えば、1世帯当たり1万円の引き下げが実現ができます。これを年度内にやれば、大きな経済対策の1つにもなると思うわけであります。

また、1年間健康で過ごした、あるいはお医者さんに余りかからなかった人たちに対しては、今、医療費通知といって、あなたはどこの病院にかかりましたという国保からの連絡は来ますが、こういうものよりもむしろ、国保を身近なみんなのものにするという意味では、そういう世帯の方々を表彰すると、こういうことが必要ではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

次に、子供の無保険解消についてお尋ねします。

資格証明書は2000年以降、その発行が市町村に法改正により義務づけられました。国保料

を1年以上滞納している世帯のうち、支払いが困難な特別な事情がないと市町村が判断した世帯に対し、国民健康保険証の取り上げと引きかえに発行されるわけでありませぬ。下田市では、約200世帯が発行されております。資格証明書では保険が効かず、医療機関の窓口で医療費の全額、10割負担を支払わなくてはなりません。このため、受診抑制や治療中断などが起き、深刻な問題となっているわけでありませぬ。2007年の1年間で保険証が取り上げられ、お医者さんにかかれず、死亡した人が全国で少なくとも31人いると報告をされているところでありませぬ。

さらに、国民健康保険の保険証が子供の世帯からも取り上げられていることが今大問題となっておりませぬ。親が国民健康保険税を滞納したことを理由に、その世帯の保険証が取り上げられます。かわりに発行される資格証明書では、医療費の全額を払わなくてはならず、事実上、病院にかかれなくなるわけでありませぬ。こうした無保険の状態にある中学生以下の子供が全国で3万2,903人に上ると厚生労働省が10月30日に新聞発表しているところでありませぬ。

そこで、下田市ではこの実態がどうなっているのかお尋ねをいたします。そして、子供の保険証を取り上げることはやめるよう、求めてまいりたいと思ひます。当局の見解をお尋ねをいたします。

次に、共立湊病院改革推進に関する答申が11月21日に発表されたわけでありませぬが、この答申は新病院建設に関すること、救急医療に関すること、3番目に、その他必要な事項に関することにわたる答申であるとされております。

下田市民にとって、また下田賀茂の医療圏の住民にとって、地域医療体制や救急医療の観点から、どのように下田市長としてこの答申を評価されていらっしゃるのか、まずお尋ねをしたいと思ひます。

具体的には、移転先を下田南校跡地が最適とされておりますが、果たして下田市民にとってその合意はどのように進めるのか、また県有地でありますので、県の見解はどうなっているのか、伊豆圏医療協議会等でこれらの問題が議題とされているのか、その経過についてお答えいただきたいと思ひます。

第2に、救急医療体制はどのように整備されることになるのかお尋ねをしたいと思ひます。

第3に、産婦人科の設置については、市内の医院との協力関係、支援等はどうするのか、大切な課題かと思ひますが、お尋ねをしたいと思ひます。

第4に、共立病院と予防医療、市町村の保健活動について、この答申は全く触れられてお

りません。しかし、まちの行政にとりまして、病人をつくらない、予防をしていくということは大変重要な課題であると思います。経営上の自立が強調されておりますが、救急医療、産婦人科、あるいは小児科等は独立採算に乗せることは大変困難な医療であると思います。公が行う支援が必要である医療の内容かと思えます。医療を利潤追及の場に投げ込むことが妥当なのか、疑問を私は感じているところでありますが、市長の所見をお尋ねをしたいと思います。

子供の産めないまち、お年寄りの住めないまちにはいけない。それを担うこの共立湊病院、下田へいきますと名称が変わるのかもしれませんが、どのように続けられるのか重要な課題と思うわけであります。医師確保のための予算を県に要求をしていく、指導医療派遣、お医者さんを指導してくれるお医者さんがいることが病院にとって必要だと、こういう指摘でありますので、その派遣元への病院への協力体制、支援等はどのようにするのか、若手のお医者さんをどう確保するのか、こういうことにも触れていようかと思うわけであります。

医療は、教育と同じ労働集約的産業でありますから、人件費が大きな部分を占めております。共立湊病院をどう使っていくのかの観点が必要であります。黒字か赤字かの論議だけでは、展望が出てこないと思います。岩手県沢内村の経験から、50年代から60年代の初めにかけて、まず乳幼児医療の無料化、最終的には村民税を上げて、乳幼児あるいは高齢者の医療を無料にするんだと、こういうことで地域医療を前進させた沢内村の経験が全国に波及し、今日の乳幼児の医療、あるいは老人医療への無料化が始まってきているわけであります。

そして、この病院長にどういう効果がこの病院をつくってあったのかの問いに対して、病院長は村が大変明るくなったと、これは子供やお年寄りが病院にかかる小言が多かったと。しかし、そういうことがなくなったと。さらに、病人を出さない、そういう努力がなされた。病人が出なければ、病院は利益が上がらない。病院が利益の上がるまちにするのかと、病院が利益の上がないまちにするのかと、こういう観点からわずか6,000人の町民だそうではありますが、今日は残念ながら湯田町と合併して、この老人医療につきましては有料化になったということではありますが、乳幼児医療については無料となっているわけであります。この経験をどのようにお考えなのか、あわせてお尋ねいたします。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。質問の途中でありますが、10分間休憩したいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 3時12分休憩

午後 3時22分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、1番 沢登英信君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長（野田光男君） それでは、沢登議員さんからのご質問に対しまして、答弁をさせていただきますと思います。

まず、最初のご質問ですけれども、複式学級が生じた場合は校区を検討するということの基準についてのご質問かなと、このように思いますけれども、議員のお話の中に大賀茂小学校の複式の件がございましたけれども、確かに昭和49、50年度の2年間、3年生、4年生の児童数、合計して20人ではなかったかなと思いますけれども、複式学級が行われていたようでございます。

この当時の学級編制基準でございますけれども、この当時は1学級が45人、複式につきましては2つの学年の児童数が20人と、こういう基準であったようでございます。現在では、1学級が40人、複式の基準につきましては小学校16人、中学校では8人と、このようになっております。考えてみますと、このころは学年の異なる児童20人を1人の先生が指導する、このことは本当に大変であったろうなと、このように思います。今は、その基準が16人ということですが、それでもなお指導する側も、指導を受ける側も、複式学級は学びの条件としては大変厳しいものがあるのではないかなと、このように思っております。

小学生は体力的にも、また精神的にもまだまだ幼く、近くに親御さんがいて家がある、このことにより何よりも安心できる、こんなことが言えるのではないかなと、このように思っております。こう考えますと、小学校ではできるだけ親や家に近いところで学ばせる、このことがよいと思いますし、現状ではここ10年くらいは複式は生じない見通しであると、こういうようなことから再編整備審議会が出されました複式学級が生じた場合は校区を検討する、このようになってきたのではないかなと、このように思っております。子供の学びの環境を考えますと、この基準、このような答申を出された、このことについては適切なものではないかと、このように考えております。

また、ご質問の中に平成20年3月25日の教育委員会で、この基準について論議されたのか、議論されているかという内容があったと思いますけれども、この審議の中では今の基準で考

えていたと、このように思っております。

それから、次ですけれども、少人数による支障はどのようなものであったのか、具体的に説明をというご質問だと思いますけれども、再編整備審議会の答申の中にも示されておりましたけれども、1つは、9年間、小学校6年、中学3年間、同じ人間関係、これが続くんだと。そういう中で、子供の問題が生じたときの修復に非常に時間がかかるとか、あるいは子供の問題に序列化が生じて、競い合いや高め合う姿勢が乏しくなる。それから、男女の人数的なバランスが悪くなって、学習や生活に支障が出てくる。部活動の選択肢が大変狭くなってしまふ。専門教科の先生をつけられない、そういう科目が出てくる。体育など、男女合同で実施することになる。こんなことが示されていたと思いますけれども、まさにこのことが具体的に心配をされてきた、そういう内容ではないかなと、このように思っております。

何回も、今までこの説明につきましては出てきたわけですが、現状このような問題、課題が生じている。これを何とかしたい、こういうことで統合の方向が出されてきたと、このように考えております。

そういう意味では、今回地区の話し合い等を持たせていただきましたけれども、直接保護者の皆様からも、このような内容に関するご意見、感想もいただいております。切磋琢磨に欠ける。競争心がない。いざ問題が起きたときに、うちの子は逃げ場がなくなるんじゃないか、このような心配も直接お話をいただくことができました。

そういうことで、少人数による支障というのは、今申し上げましたようにそれぞれの問題、課題、今申し上げたとおりのものが出てきている、そういうようなことでございます。私たちも、できるだけこれに対応するよう、努力をそれぞれの学校もしてまいったわけですが、いかんせん物理的な内容もたくさんありまして、なかなか解決が難しいという、そういう状況もあるのではないかと、このように認識をしております。

あとの質問事項につきましては、まずは学校教育課長がお答えをしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、ほかのご質問に対しまして答弁させていただきます。

まず、保護者が負担する、あるいは子供たちが通学に要する時間、そういうものについてどのような検討がされているのかということにつきましては、確かに遠くから通う、そういうことは十分承知いたしております。それですので、できるだけ登校に合わせたバスダイヤ、

また通常の終業時、そしてクラブ活動の下校時間、そういうものに合わせたバスダイヤを十分に検討いたしまして、バス会社さんに要請をさせていただくということで検討しております。

次に、再編の具体的な課題といたしまして、アといたしまして生徒、保護者、地域住民の理解を図られること。これは当然のことで、我々強制的にやろうとか、そういうことは考えておりません。これまで、いろいろと説明会を催しながら、我々の統合をしたほうがいいんじゃないかという、そういうことを住民の方々に正確な情報として伝えることをこれまで努力してまいりました。その中で、やはり厳しい意見をお持ちの方、また私たちの考えをご理解していただいて、保護者の方々がそのように積極的ではないけれども、統合についていたし方ないのかなと、そういう結論を出せば、地域としては応援していきたいよという方々も多くいらっしゃいました。それですので、そういうご意見等を勘案しまして、これから統合準備委員会、そして教育委員会として判断しなければならない時期がくるのかなというふうを考えております。

それと、生徒あるいは保護者の過重負担とならないようにするということにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、確かに通学時間は物理的なことでふえます。そして、通学費用もふえるということがございます。

しかしながら、今までご説明した中で、今まで以上に通学費負担がないような方法を検討していきたいということで、保護者の方々にはご説明をさせていただいておるところでございます。これについても、保護者の意見を今聞いているところでございますので、通学方法を含めまして、また今後、保護者の意見を取り入れるようなことで統合準備委員会で検討してまいります。

両校のよさを共有し、生徒交流を進めるということで、現在どういう交流が進められているのか、また今後の計画はどうなっているのかということでございます。これにつきましては、6月の議会で交流予算をいただきました。それに基づいて計画をしております。

しかしながら、6月議会が終わってすぐ7月になってしまったわけなんです、7月にはもう既に学校行事が入っているということで、そして夏休みになりました。9月、秋は非常に学校行事というものが多くて、運動会ですとか合唱、そして研究発表とか、そういうものがございまして、この12月に入ってやっと稲生沢中学の生徒が稲梓中学に出向きまして、お飾りづくりをするという交流が実現いたします。そして、1月には今度は稲梓中学の生徒が稲生沢中学校に行き一緒に授業を受けるというような交流が始まります。

また、稲生沢の小学生、そして稲梓の小学生、この子供たちが中学校の部活を見たいと、このような希望もされています。そして、中学校同士においては音楽交流、そういうものもしていきたいというような計画を持っているというようなことを伺っておりますので、ぜひ積極的に交流していただければというふうに考えております。

それと、統合準備委員会と地域住民の関係はということでございますが、これにつきましては当然これまでもご説明いたしましたように、統合準備委員会で検討されていること、また決定されていることが出れば、それをそれぞれの地域に入って、現在こういうふうな検討をしている、またこういうことが決定された、そういうことを皆様にお知らせいただきながら、地域のそれに対する要望、意見等をお伺いしたいというふうに考えております。

そして、19年3月25日の教育委員会の決定が無効ではないかというようなこと、会議録が十分でない、そしてPTAや区長会に説明しただけではないかというようなことで、地域住民が納得していない中で教育委員会が決定した、そういうふうなご指摘が今あったわけなんです、これにつきましては今までご説明させていただきましたとおり、確かに議事録等につきましては大変な不手際があったということで、これまでどおり陳謝させていただいて、おわびを申し上げてきたところでございます。

しかしながら、先ほど教育長も申しましたように、慎重な審議がなされた結果であるということをご理解いただきたいというふうに思っております。ですので、我々といたしましては、この決定について無効という考えは持っておりません。

そして、統合に当たって文科省の通知に照らして決定したのかということでございますが、その国の指摘事項ということで3つほど挙げられました。我々も、この点につきましては十分、地域の方々にはご説明させていただいて、そして十分な理解が得られたということではなくてですね、いろいろな説明会をした中で、いろいろ課題はございました。区長会さんからも課題ございました。PTAの方からも課題がございました。そういうものを解決していくことで、統合は積極的には賛成ではないんですけれども、やむを得ないなという感触を持ったということで、教育委員会には報告させていただいて、その中で教育委員会も当然、今後進めていくに当たっては地域に説明を十分していくようにというような中で承認していただいたというふうに記憶しております。それですので、通学時間のことについては課題として、今後検討していく。そして、地域住民の理解については、これからも十分に地域に入って説明していく。

そして、あと3点目の生徒への教育効果、こういうものについては統合することによって

教育環境、学習環境がよくなるんだと、そういうことで教育効果が上がっていくという認識を持っておりましたもので、そういうことを地域、保護者の方々に説明していくというようなことで承認していただいております。

そして、皆さんが地域に入られた中で、住民の多くが統合に反対、あるいは時間をかけよというふうに表明されているということで、これに対して教育委員会としてはどのように考え、対応されるのかということでございます。

先ほども申しましたように、私どもが入った中でも厳しい意見、確かにございました。保護者の方々も、統合に不安を持っておられる方も確かにいらっしゃいます。

しかしながら、PTAの方々については、やはり競争心が本当にないんだと、そういうお話をされる方もいる。統合してもらいたいという方もいらっしゃいます。地域の方々も、そういう声を支持される方もいらっしゃいました。

そういう状況でございますので、今後とも少しでも多くの方々に、より多くの方々に理解を得られるように、今後とも説明に上がっていきたいというふうに思っております。

そして、このように少子化になっても、今後は60人前後で安定した人数となっているので、生徒をふやす努力、あるいは新たなふるさとづくり等をすべきではないかということに関しまして、これに関しましては私どもも、稲生沢中学校が努力してこられた学校づくりについては本当に敬服しているところでございます。

しかしながら、現在、全体として60名、そういうような生徒数になってしまったというような結果があるわけなんです、これにつきましては5年前卒業した、この1月に成人される方は41名の生徒がいらっしゃいました。5年前に卒業生が41名だったということです。現在は、3年生は15名、この5年間で極端に生徒数が少なくなったという事実がございます。

そういう中で、後ほどの中でも、学校があるから子供とそこに住むというようなことで、生徒さんをふやすべきではないか、学校があるということによって生徒が増えてくるのではないかというご指摘があったかと思うんですが、そういう状況が今生まれてしまったというようなことで、そういった15名に対して、まず手を差し伸べるのが先決ではないかというようなご指摘もいただいたと思います。

その辺は、確かに稲生沢中学校の生徒、あるいはほかの中学校の生徒と交流することによって、多様なかわり合いを持つという経験をするをご提案されているのかと思うんですが、それも頻繁にやるということであるならば、今ある稲生沢中学校の現状からして、稲生沢中学校と統合して多くのかかわり合いを日常的に持つほうがいいのではないかというよう

な答申の結論でございますもので、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかなというふうな気がいたしております。

そして、この統合問題、私たちが統合を表明したことによって、稲梓地区に対立を持ち込んでいるというふうなご指摘があったわけなんですけど、私たちはこの統合によってどういう結果が出ようとも、地域の方々にいさかいとか、そういう対立というふうな禍根を残したいとは全然思っておりません。それですので、どのような結果になろうとも、その結果についてご支援をいただきたいというふうに、地域の方にはぜひお願いしたいというふうに思います。

そして、統合がマイナスになるというふうなご指摘もいただきました。きめ細かな対応というものを今まで、稲梓中学校は本当に先生方は苦労されてやってきたかと思えます。

しかしながら、稲生沢中学校と仮に統合することになっても、やはり教員の増ですとか、それによって一クラスに対して2人の対応が可能というふうなことも出てきます。そういう中で、きめ細かな対応が現在の稲梓中学校に劣るというふうなことはないというふうに考えております。

そして、学校と家庭、距離が離れることによって希薄になっていくのではないかと、そのふうなご指摘もあったんですけど、これについては現在の下中ですとか、東中で果たしてそのふうな希薄の関係が生まれているということが言われているんでしょうか。私は、そういうふうなことはないというふうに信じております。学校がそういう努力をして、希薄にならないように対応してくれているというふうに信じております。

以上のご質問かと思いますので、私の答弁を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） それでは、私のほうからは、国保税の1世帯当たり1万円の値下げ、今年度中というご質問と。もう1点、1年間医療機関にかからなかった加入世帯の表彰ということで答弁させていただきたいと思えます。

最初のほうの1世帯当たり1万円の値下げということでございますけれども、毎回いただくご質問でございますけれども、何回かありましたけれども、今回少しはっきりしたのは支出の部分が半年たったと、11月の時点で4月から9月分まで出てきたということで、1年の半分が大体出たということで、それを2倍してみても1年分にしてみたと、これは乱暴な話ですけれども、半年分出たので1年分のを倍にして出したと。現在の支出の保有が22億8,000万、それから差し引いたものがおよそ沢登議員さんのご指摘、私たちは8,800万と出しまし

たけれども、9,000万、いいです、どちらも当たっているわけではございませんけれども、そういう数字が残るのではないかということで、この間ちょっと話し合いをした覚えがございますけれども、その中で1点、ご質問の中で、これはちょっと考え方ですが、支出が9,000万残るから9,000万黒字になるということのようなご質問があったんですけれども、黒字というのは歳入歳出の差ではないかと、歳出が残ったのがすべて黒字ではないということと訂正願いたいと思いますけれども、そういうご理解をしていただきたいと思います。

それで、大体、国保の支出は半分ぐらいが入ってくると、収入として。国・県、市のほうからも、一般会計からもいただきますけれども、そういうことで見ますと私たちの今の試算では4,000万ぐらいではないかと。これも、本当に絵にかいたもちのような話ですが、そのくらいほどに、このまま半年の分がそのまま倍になった場合の話ですから、そういうことでございますけれども、あとそれが7,300世帯でしたか、これもちょっと最近、沢登議員さんの主張は19年度末の世帯だと思っておりますけれども、現在は20年度の11月末で5,600世帯。要するに、後期高齢者の分が国保の世帯からなくなりましたので、世帯は大分減りました。ですから、1世帯1万円には近づいているわけがございますけれども、そういう事情で何ともこれが今、今年度中にこれを1万円引き下げろということでございますけれども、なかなかそれは難しい話でありまして、これが今後、10月分から3月分までの6カ月間、どのような請求がくるか、これを見極めなければならないということで、ここで「はい、そうです」というわけには、私にもいきませんで、なかなか難しい話ですけれども、なるべく安いほうがいいということで考えてはいます。努力はしたいと思っておりますけれども、なかなか難しいということでご理解いただきたいと思います。

それで、もう1点、医療機関に1年間かからなかった人の表彰ということで、これは平成15年度より廃止しまして、14年度までやっていた、確かに。これが余り効果が見られないというようなことと、当時、私も携わっていた覚えがありますけれども、15年度より廃止したのには無理して病院に行かなくなる人があるというようなこともあったような気がします。最後の3月ころになると我慢しちゃうというようなこともあって、それならば予防のほうに回そうというような、たしか当時の考え方だと思っておりますけれども、いずれにしても今、特定健診等を受診しておる方が結構多く出てきましたので、予防のほうから医療費の抑制をしていきたいというふうな考え方がありますので、それをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 税務課の立場として、短期保険証と資格証明書は税務課のほうで交付しておりますので、私のほうから答弁をしたいと思います。

国民健康保険証の資格証明書交付世帯における子供の保険証の取り扱いの現状はどうなっているかという質問でございます。現在、資格証明書の交付状況ですが、これ厚生労働省の調査がありまして、今年の9月1日調査日現在でありました。資格証明書がそのとき90世帯、109人の方々に資格証明書が対象になっております。そのうち、子供のいる世帯ですが、3世帯。子供は4人でして、小学生が1人と、あと未就学児が3人ということで4人いらっしゃいました。

税務課における資格証明書の仕事の対応ですけれども、毎年10月には保険証の更新を行っているわけなんです、国民健康保険の更新を行っているわけなんです、そのときに滞納している方については弁明の機会を設けまして、弁明書とか納税相談とか、そういうものを作って納税計画を立てさせたりして、短期保険証を交付する。それから、短期保険証でも1年間何も納付もしないで応答もないというような方に対しては、資格証明書というのを交付しているわけです。この資格証明書については、国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払いの差し止め等に関する取扱要綱という、こういう長い要綱がございまして、これに基づいて資格証明書を交付しているということでございます。

税務は、いつもすぐ滞納整理、徴収率というのが一番最初に言われるわけなんです、ご存じのとおり国民健康保険も4億数千万の滞納がございまして、一生懸命努力しているわけなんです、何を言っても応答もない世帯主というのがございまして、納税もしないし、納税相談も来ないしというような、言っては悪いけれども、世帯主として無責任な方がいらっしゃいます。子供には罪がないんですが、税務課としては公平ということが大前提でありまして、これは優良な納税者の方々に対しても公平な税務行政が求められるということでございます。

沢登議員ご質問の罪のない子供の医療保険問題ということで、確かに私もそう思いますけれども、これはやはり国民健康保険法の9条の4項というところに、資格証明書を出さなければならぬよというものがあって、出さないというのは法律違反になるものですから、非常に問題があるということでもあります。これは国レベルで考えていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 経済対策にどんな検討をしているかということでございますが、現在、小口資金融資制度及び利子補給交付金という要綱がございます。この要綱でいきますと、現在、融資利率が2.5%未満の場合は利子補給をしないということになっております。ですから、今、融資利率というのは2.47%でありますので、現在では融資をしていない状態でありますけれども、この融資利率の2.5%未満というものを取り払うということで今検討してまして、この議会が終わったときには、この要綱の改正ができるんじゃないかと思っております。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 私のほうのご質問であります。国保の関係につきましては下田の経済状況、対策は今、産業課長が述べましたとおりであります。下田の経済というのは先ほども、ほかの議員さんのご質問に答えておりますように、これからじわじわとくることはまず間違いないということであります。

先般、静岡労働局が求人倍率を発表しましたよね。あの中で、やはり静岡県の求人倍率が4年5カ月ぶりに1倍を切ったということは、もう県内にはそういう大きな流れがきています。たしか0.93倍という、もう1倍を切ったというような、4年5カ月ぶりに1倍を切ったということですから、かなりもう早くにこのスピードがきております。

下田の公共職安ですね、ハローワークの数字ですと、2年ぶりに1倍を切っております。0.94ですから、静岡県内の倍率よりかは0.01倍だけわずかに上回っている。全国平均が0.80倍ですから、こういう数字と比べれば、まだまだ雇用の関係の数字的には、数字だけなんですけれども、出ているというのが現状で、1倍を切ってきたというのは数年ぶりという、この数字が出ているように、やはり企業にとっては大変雇用の場が確保しにくくなっていると、こういう状況がきているというように判断をしていきたいと思えます。

共立湊病院改革の推進委員会が出されました答申につきまして、幾つかご質問が出されたわけであります。

まず、移転問題につきまして、これは一応5年間やってきました建設検討委員会の中で、なかなか意見がまとまらないということで、第三機関にお願いをしたわけではありますが、当初よりこの組合のほうとすれば、この答申を尊重しようというのが、まず基本的な考え方あります。ですから、場所の問題等につきましては、一応、下田、それも場所的に南高跡地という方向が出ておりますので、これが答申の内容というふうな受けとめ方をしております。

2つ目が救急医療の関係でございますけれども、これでもう幾つか答申が出ておったわけですが、やはりこの地域にとって救急病院の確保というのが大変大事でありまして、二次救急をできる病院が今度この共立湊病院の移転という中で考えられているわけですが、当然夜間救急とか休日救急というものにつきましても、この答申の中では賀茂医師会としっかり連携をとって、この辺が対応できるようにしなさいということでございます。

既に、賀茂医師会の会長さんから、平日の夜間救急、それから休日の救急という、いわゆる一次救急についての投げかけがされておりますので、我々首長としても一応検討しているところであります。

3つ目の産婦人科の問題であります。これにつきまして地元の臼井医院との協力関係というようなご質問であります。この答申の中では診療科目の内容についても答申を受けてあります。いわゆる現状、共立湊病院が持っている8診療科目、これは当然厳守しなさいという中で、医師の確保ができれば産婦人科、産科のものも努力しなさいという答申であります。これは今後の、いわゆる指定管理者がどこになるかということによって、いろいろ問題点はまだあるのかなという、ご存じのように大変今、全国的に……

議長（増田 清君） ここで時間を延長します。

市長（石井直樹君） お医者さんがいない中での確保ということになると、この指定管理者を受けるところの力関係というものが、また大きな問題点になってくるのかなというふうに思います。

あとは、内容的には答申書を皆さん方のところにも、手に入れられているのかあれなんです。公の席で出た内容でありますので、特に触れるということとはございませんが、この答申が出て、これからどうするかということにつきましては、病院組合議会のほうとも当然お話し合いをしながら、一応、管理者と話の中では13日に、まず我々6首長、1市5町の首長が集まります。なかなか日程がとれませんでしたので、土曜日の日にやろうということになりまして、まず首長が6人でこの答申を検討いたします。その後に、病院組合議会の全協を行わせていただく、この中には管理者と私、副管理者、松崎の町長がいらさせていただきます。その後に、今現在、指定管理者を受けております地域医療振興協会と話し合いをさせていただきますという予定でございます。

当然、この答申の中にあるように、建設費の問題とか、あるいは指定管理者の問題、この辺についてはすべてしっかり取り組んでいきなさいという答申になっておりますので、その運営会議等で今後どういうふうに進めていくかという議論がされて、それを議会に諮って、医

療振興協会のほうとの話し合いというような形になるかと思えます。

病院と、それから予防医療の問題、これは別に答申に触れている問題ではありませんが、当然のことながら予防医療というのは我々、地域にとって大きな行政体として取り組んでいく、医療費をいかに少なくする、減額させるかという問題については、大きな課題でありますので、こういう病院がうまくできれば、いろいろな面でまたお世話になるようなことも出てくるのかなということで考えておるところであります。

医師派遣の手段、医師派遣をどういうふうに考えていくのかということの中では、この答申の中では今現在、共立は常勤の先生が多分7人か8人で二次救急の、大変な思いをされているという中で、やはり答申の中で10人の常勤医師を確保しなさいというような条件もつけられておりますので、この辺ができるしっかりした指定管理者という形になってくるのかなと思えます。

特に、今回の問題につきましては、総務省が出しておりますガイドラインに沿って、改革プランというのをこの病院組合としてはつくらなければなりません。これを来年の3月までにしっかり国のほうに改革プランを出して、それによる支援策というものを求めていくことが必要であろうというふうに思います。

13日にやる運営会議の後に、当然のことながら答申の中に建設場所が南高跡地ということになっておりますので、これを県のほうへご相談に行かなければなりません。これを13日の会議が終わった、できれば次の週ぐらいには県知事のほうにご相談に上がりたいと、こんなふうな予定で今考えております。

議長（増田 清君） 市長にお願いいたします。中学校統合問題の中で、少子化に進んでいる、新たなふるさとづくりが求められているということにつきまして、市長の所見をお伺いしたいという質問がございました。

市長。

市長（石井直樹君） 先ほど、この件につきましては学校教育課長が若干触れておりましたので、私のほうはと思ったんですが、この少子化ということにつきましては、当然、行政の取り組みとしてなかなか難しい問題であります。今現在、多分この二、三年の平均を見ていけば、140人から170人ぐらいの子供が生まれてくるわけですね、下田で。亡くなられる方が330人から350人ぐらい、ですから約2人亡くなられて1人生まれているというのが、この少子・高齢化の大きな波となって、人口が減という形になっています。

ですから、この少子化の中で子供を、今ご質問は生徒の数をふやす仕組みということで、

これは教育課長が答弁したようなことになろうと思うんですが、やはり若い人たちがいなければ子供は生まれないわけでありますので、雇用の場の確保ですね、それから子育て支援というようなことが国の流れでやっています。全国の自治体で、子育て支援がうまくいっているところには、若い方々が安心して住めるというようなことを考えますと、やはりそういう施策というのを今後強化をしていく必要があるのかなと、こんなところが今のところ考えられる状況であります。

議長（増田 清君） 答弁漏れがありましたら指摘してください。

1番（沢登英信君） 今の状況は、賛成・反対の人はいるわけですから、そこをどう調整するのかという点についてのお答えをいただけていないです。あるいは、全部賛成という場合の判断をしているのではないと思うので、反対者もいるということは十分ご承知だと思っておりますよ。その答弁いただけていないような気がします。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） どうも失礼いたしました。

確かに、反対される方、そして積極的ではないが、賛成をしてくださる方いらっしゃいます。希望とすれば、100%賛成というようなことになっていただければよろしいのかなと思うんですが、少しでも今以上の賛成を得られるような、これからご説明というようなことで、地域の方々とこれ以上にまたひざを突き合わせまして、意見交換をしてみたいというふうに思っております。やはり意見交換をしていく以外にないのかなというふうに思えますので、またこれからそういう機会を設けていただくことがあろうかと思いますが、地域の方々のご参加をぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 教育長から、この中学校統合問題のご回答をいただいたわけですが、再編整備委員会の指摘をそのまま繰り返すだけでありますね、何回も。そして、この指摘というのはどこの、今少子化で統合があるわけですから、通ずるような一般論であって、死に体のような言葉だと思っわけです。この6年間と3年間、9年間同じ人間関係だと、こういう指摘ですが、これは合併しても同じような人間関係というのはあるわけですが、合併すれば、この人間関係がなくなるなんていうことは、当然考えられないと思っわけです。

具体的なものは何かと、現実に先生や子供たちから訴えられている具体的なものは何かといえ、この抽象論しか出てこないわけですから、これは合併のためにする議論ではないか

と、こういう具合に思わざるを得ないわけです。

現実には、前回の議会、前教育長も中学校において非行やいじめ、不登校があると、こう表明しているわけです。これらのマイナス面に対する認識、対応をどうするのかということは、全く議題にしていないですね、答弁も。この点を具体的に指摘したい。どこどこに何人とか、こういう具体的なものはプライバシーの問題がかかわるのかもしれませんが、前教育長は中学校にそういう問題があるということは明確に答弁しているわけですので、この点はどうなるのかと。

それから、交通費の負担の問題について言えば、今よりよくするわけですから、そんなものの小学校のほうは全額負担しているわけです。同じ義務教育で小学校は全額負担している、中学校は半分だ、こういう基準ですから、この基準自身がおかしいわけですから、義務教育であればかかるものは、新しく学校へ通う子供たちだけでなく、全下田の中学生に同じようなより有利な基準を当てはめると、こういう姿勢がなくて統合しようなんていうのは、これはおかしいんじゃないですか、教育委員会の姿勢が。ぜひそういう姿勢を持っていただきたいと。

それから、決定的に問題なのは、前回のご答弁でもありましたように、松崎のほうから来る子供たちは、高校生を含めると117人になると、こう言っているわけです。1台のバスに何人の子供が乗れますか、乗れないじゃないですか、雨が降ったり等々、自転車で通えないでバスで通うというような人たちが。当局は、バスないしは電車で行きなさいと、こう言っているわけですから、自転車通学は危ないので禁止をすると。まさに、学校に行きたくても学校に行けないような状態があるのに、統合すればよりよい学校ができるなんていう、こんな論理がどこで成り立つのかと思うわけです。少なくとも、そういう問題が解決されるまでは、統合はしませんという姿勢がどうして教育長とれないんでしょうか。何かもう先に決められていて、それに向かって進んでいくというのは、現実問題を解決する手法ではない、こういう具合に思うわけですが、その点はどのようにお考えなのかと、ぜひ強く教育長に改善を要望をしたい。もっと柔軟な姿勢をぜひとっていただきたいと思うわけでありませう。

それから、具体的にいいますと、10月27日に伊豆新聞でも報道されていますが、600人からの方の署名を用意して、この問題について再検討してほしいと、統合やめるじゃなくて、今言ったような問題も含めて再検討をしてほしいと切実な声が上がっているわけです。署名も、しかも添えて。

それから、先ほど反対している議員が何か調査してとかというような言い方を教育長され

ていましたけれども、これはそんなことではなくて、稲梓の教育と文化を進める会という区長さんも入っているような、この統合の問題が出る以前から稲梓にあって、区長さんや有志の方がやっている会だということを聞いているわけですが、その人たちが調査したデータが賛成6%、6.1%、反対48.8%、それで期限を延ばせというのが14%だと、大多数の人たちが反対をしているという地元の人たちがみずから調査したものを取り上げて、どうでしょうということを言っているわけです。これが疑問があるのであれば、当然、教育委員会はみずからのアンケート調査なり、住民投票をやるなり、それなりの方法を手段を講じて、住民の意向がどの辺にあるのかという点を調べるべきだと、確認するべきだと思うわけです。

今の姿勢は、説明会を何回やりましても、もう結論は決まっています、統合するんだという結論は決まっています、その結論を納得してもらって、押しつけるために説明に行っていると、こういう形ではますます住民との対立を深めるだけであって、話し合いが、問題を解決するという場所になっていないのではないかと思うわけです。

確かに、少子化の問題は大変な問題で、私も放っておいていいという判断に立っているわけではないわけです。何とかしなければならぬ。しかし、この統合は最後の最後じゃないかと、今の時点ではまだほかに打つ手があるんじゃないかと、こういう観点から質問をしているわけですので、この方向を進めると140人になる、その再編整備の審議会が出した物の考え方というのは、10年後には下田中学1校でいいと、こういうことにならざるを得ない、そういう結論に導かれていきます。そういうまちづくりであっていいのかということの議論を今するときだと思うから、一生懸命やっているわけです。稲梓の子供たちのためにもそうですけれども、今の現状の中では稲梓の子供たちに義務教育において差別をより広げると、不利な条件を押しつけると、こういう結果にならざるを得ないと思うわけですが、その点はどのように理解をされているのかお尋ねをしたいと思います。ぜひとも、住民の中に対立を持ち込むのではなくて、みんなが納得し合って、本当に協力して学校運営に臨むと、こういう結果を期待をしているわけです。

市長、何よりも学校を残すということが、今の状況の中で、今すぐに可能な経済対策の大きな柱ですよ。何にもしなくても、残したほうがいいことになると思うわけですが、その点いかがでしょうか。

それから、次に国民健康保険税の関係でございますが、ちょっと自分が19年度の資料で加入者も大変少なくなったということで、4,000万程度だということですが、いずれにしてもこれが保険税を医療に対して多く徴収したという結果には違いがないと思うわけ

です。1万円できるか、あるいは4,000万では8,000円ぐら이다よという話になるのかもかもしれませんけれども、今できる市民への経済対策、あるいは生活支援対策の1つに、ぜひ検討をしていただきたい。

それから、子供たちへの医療費の無料は、子供に罪はないわけですから、法律がどうあると、既にこれはおかしいということで、資格証明書ではなくて保険証を出している自治体が既にあるわけです、実施しているのは。既に、そのことが新聞報道されています。法律にあるからできないのではなくて、既にそういう法律体制の中で国に働きかけ、みずからやっているところがありますので、ぜひともそこら辺を検討して、罪のない子供が歯医者さんに行きたい、病院に行きたい、行けないんだと。たった4人だからいいというようなことではなくて、そういう子供にこそ手を行政が差し伸べると、こういう姿勢をぜひ期待をしたい考えでありますので、ぜひとも他市の例を倣って実現をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、最初にまずもって今、議員さんのほうからご指摘いただきましたアンケートの件につきましては、私も大変失礼な言い方をしてしまったのかなど、こういうことでぜひ取り消しのほうをお願いしたいと思います。

それから、ご指摘いただきました件でございますが、いつも同じことを答弁で繰り返しているじゃないかという、実はこれ私たちも、この答申を受けた中で進めているという、こういう中では答申の内容とまた違った方向でお答えするというのも、またおかしな話かなということでございまして、私は今までの議論の中で教育委員会が学校整備審議会の答申を地域の住民の皆さんが了解したから承認をした、私はそういうことだけではなくて、やはり答申の中身をしっかりと審議をさせていただいたんだろうと、このように思っております。

と申しますのは、今回も昭和48年の留意点の件も、今までお話されましたけれども、答申の最後のほうを見ますと、これは課題ということで十分留意をするようにという、このこともしっかりと明記をされているわけです。ですから、それも含めまして、私は審議会の中で十分審議をされたらと、このように思っております。

特に、統合そのものをもう決定したということがよく言われますけれども、その方向を承認したということで、これについては今までと同じ答弁かなというように思いますけれども、ご理解をいただきたい、このように思っています。

それから、具体的な問題でございますけれども、これは前教育長がというお話もございま

した。確かに、今どこの学校もいろいろな問題、課題、これは抱えていると、こういう認識をしております。前回の議会の折にも、議員さんのほうから不登校についてはどうなっているんだと、こういうご質問もたしかいただいて、改善をしているというお話をさせていただきました。

しかし、まだまだこの問題については、どこの学校も100%そういうことはないんだと、こういうことは言えない状況ではないかと、このように思っております。

個人情報、プライバシーの問題もありますので、これについては大変申しわけございませんが、このようなことでお許しを願いたいと思います。

なお、いつも具体的に欠けるじゃないかということでございましたけれども、これについては予想したとおりの状況があるという、こういうことも私は言えるのではないかなと、こんなように思っております。専科教諭をつけられない、それから男女の人数的なバランスが悪くなって、学習の面でも支障が出ているのではないか、こういうことは特に体育など、男女合同での問題とか、部活動の問題とか、こういう問題があるのも私は現実ではないのかなと、このように思っております。ぜひ、そういう点で、その現状を何とか改善をしたい、子供の学習環境をしっかりと整えてあげたい、こういうことで今回の統合がその方向で進められているのではないかなと、このように思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 交通費、そしてバスの関係について、私のほうからお答えさせていただきます。

確かに、現在の通学費の補助要綱によりますと、小学生は全額を対象とさせていただいております。中学生は2分の1、半分ということで、その基準でやっております。その基準がおかしいのではないかというようなことで、義務教育であるから本来であれば全中学生についても全額にすべきだというらうなご指摘だったと思います。

昨日も、ちょっと私のほうからお話させていただいたところでございますが、昭和33年、そして昭和46年だったでしょうか、下田中学、東中学、当時統合がされて現在に至っているわけでございます。その当時につきましても、やはり朝日地区の保護者の方、そして白浜地区の保護者の方、この通学費についてはいろいろなご要望があったのではないかなというふうに思います。そういう中で、両地域の方々もお話し合いをして、現在の2分の1という制度を納得してくださって現在に至っているというふうに思っております。それですので、行

政の一貫性ということで、現在はこの2分の1、そして過重負担にならないような方策というもので検討をさせていただいて、これから保護者の方々に結論を出していただくというようなことで進めていきたいというふうに思っております。その中で、例えば保護者の方々から、もっと何とかしてくれというようなことがあれば、それについて私どもと検討して、それについてまた統合準備委員会に諮りというような方向で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

そして、松崎線のバスでございますが、これは今117人ほどの方々が通ってくるような状況にあるというようなことでございました。それですので、朝のクラブ活動をする中学生になりますと、多分、高校生とは時間帯がずれる、そういうことも考えております。それですので、先ほど申しましたように中学生の登校に合わせられるようなダイヤの組みかえをバス会社に対しまして要請していくという対応をさせていただくことで今進めております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 国保の問題でございますけれども、多く徴収したのだから生活支援対策としても1万円とは言わず、何千円でも下げろというようなご趣旨だと思いますけれども、多く徴収したかどうかはまだわからないわけですよ、今。年の半分がわかったわけですよ、支出の。全体の今持っている支出の、私たちの人件費等を除いて、医療費の部分で言って22億8,000万の予算があるんですけども、そのうちどれだけ足りないのか、余るのかというのはまだまだわからないわけですよ。

今、多く徴収したんだから返せという言葉は、まだとても言えない状況でして、それが年の前半、4月から9月分を2倍したら8,000万なり、9,000万なり余りそうだという想定ができただけであって、とてもとてもまだ危なくて、22億のうちの8,000万、9,000万のお金が残りそうだなんていうのは、とてもそれをお返しするというのは無理だと思っております。そういう意味では、まだ推移を見たいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 先ほどの資格証明書の件ですが、これは12月3日に朝日新聞に載っております、その中で厚生労働省は自治体に対し、特別な事情がない この特別な事情がないというのは、ちょっといろいろあると思っておりますけれども、国保の保険料を1年以上滞納した世帯には保険証を返還させ、かわりに資格証明書を出すよう求めていくというのが

ありまして、それに対して新潟県の長岡市は子供だけに保険証を交付していたという、こういう例もあります。それに対し、厚生労働省は子供だけに保険証を発行するのは世帯単位の原則が崩れ、法律違反の疑いがあると、こういうふうな国民健康保険課が指摘しているということになっておりまして、泉田裕彦新潟県知事と古川 康佐賀県知事が2日、厚生労働省の江利川毅事務次官に、子供だけの保険証発行ができるよう法改正を求めたということで記事が載っております。ですので、この辺については、もう少し時間をいただきたいなというふうに思います。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 実は、11月19日に基幹集落センター、たしか椎原地区の人が中心だったでしょうか、説明会を教育委員会でやられて、伊藤議員と2人、参加させていただきました。その中で、参加者の中から、やはり反対があるのでどうするのかという質問に対して、参加された、教育長自身ではありませんが、担当の方が父兄が反対であれば、この統合はできませんねと、推し進めることはいたしませんと、まず父兄の納得が第一だと考えていると、こういう答弁をされていました。そして、それに対して、その答弁を求めた方は、父兄だけの問題ではないと、稲梓地区全体にわたる問題であるので、稲梓地区全体の方々の納得を、理解を得るべきだと、こういう具合に言われていたと思うわけです。

今、課長のほうも通学の問題で、ダイヤの改正を求めていると、その努力を是とはいたしますけれども、ダイヤの改約がきっちりなって、その条件が整わないうちは、この統合は進めないと、進められないと、こういう答弁も教育長はしていないんですよ。せめて、この了承が得られない、あるいは子供たちの通学する手段がきっちり安全確保が、今一生懸命やっているけれども、できなければ、統合というのはなかなか困難ですねと、だれが考えてもそう思うわけですよ。そういう姿勢をぜひとも期待をしたいと思うわけですが、ですから、教育長はこの審議会の答申がすべてだと、そういうお考えのようですよけれども……

議長（増田 清君） 3分前です。

1番（沢登英信君） 先ほどから言っていますように、この答申自身が多くの矛盾点を持っていて、再検討をしてもらわなければならない課題が多く含まれているわけですから、その運用をどうするのかというのは教育長の裁量の中にあると思うわけです。ぜひとも、そういう姿勢とご答弁を教育長から再度いただきたいと、懇願をしたいと思いますか、お願いをしたいと思うわけですが、ご答弁をお願いをしたい。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、お答えをしたいと思えますけれども、確かに私たちはこの問題については答申を受けまして、そしてその答申を教育委員会が方向を承認をすると、そういう中で子供たちの学び また同じようなことしか言わないじゃないかというように思われるかもしれませんが、子供の学びをこれからどう改善していくのか、こういうことを審議をしていただいた結果、今回の方向になってきたのではないかと。これはもう、ここについては私自身も、理解をまた変更するということはないと、このようにお話をさせていただきたいと思えます。

しかしながら、先ほど言いました48年の留意点、それからこの審議会の答申の最後にも、その課題についてはっきりその課題が示されている。そういうことは尊重していかなければならない、このように認識をしております。

ですから、今もできるだけ地域の皆さんにご理解を求めようと、こういうことで一生懸命取り組んでいると、こういう状況でございます。その結果、多くの皆さんがこれにご理解をいただいたと、こういうことであるならば、この問題については統合の方向でお願いできればと、このように思っております。

教育長の運用でどうにもなるのではないかというようなお話をいただきましたけれども、私個人で判断をすべきことではないと、このように認識をしております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 最後に、教育長にもう一度聞きますが、住民の理解を得たという判断はどのような内容をもって、そういう判断をされるのでしょうか。当然、再編委員会の指摘事項を尊重するという事だろうと思うんですが、どうでしょうか。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） この判断は、私たちも大変難しいかなというふうに思っております。今現在、最終的にこれがこうならばと、そういう状況ではまだないと思っておりますし、これからさらに地域の皆さんのご理解を得る、そういう努力を今までもしてきたつもりですが、これからも続ける中で、その判断をするときがまいるだろうと、このように思っております。

ただ、具体的にそれではいつ、それをどこでやるのか、これについてはまだこれからの検討事項ということでご理解をいただきたい、このように思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） これをもって、1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

6日、7日は休会とし、8日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時34分散会